

カンボジアの経済、貿易、 投資環境と進出日系企業について

日本貿易振興機構（ジェトロ）
プノンペン事務所

カンボジア投資概況

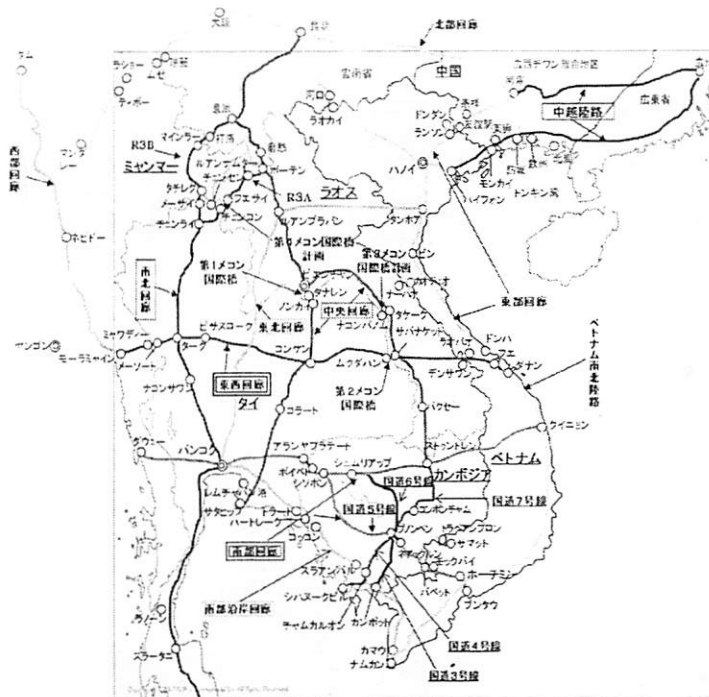
2

1. 経済概況
2. 投資環境（法令等）
3. 投資優遇制度
4. 経済特区
5. 日本企業動向と外資系企業
6. 各産業を取り巻く環境
7. 労働力



カンボジア王国(Kingdom of Cambodia)の概要

3



- ❖ 面積 : 181,035 km².
- ❖ 人口: 約1,531万人 (2014年)
- ❖ 人口増加率 : 1.80% (2013年)
- ❖ 安定した政治 : 5年ごとに選挙を実施
※2013年7月28日総選挙実施
- ❖ 安定したマクロ経済
GDP成長率 : 7.0% (2014年)
1人当たり名目GDP : 1,080.82ドル
1人当たり購買力平価: 3,262.56ドル
(2014年)
為替レート : 1ドル = 4,027リエル
(2013年平均)
- ❖ インフレ率 : 3.85% (2014年)

Source : IMF

4

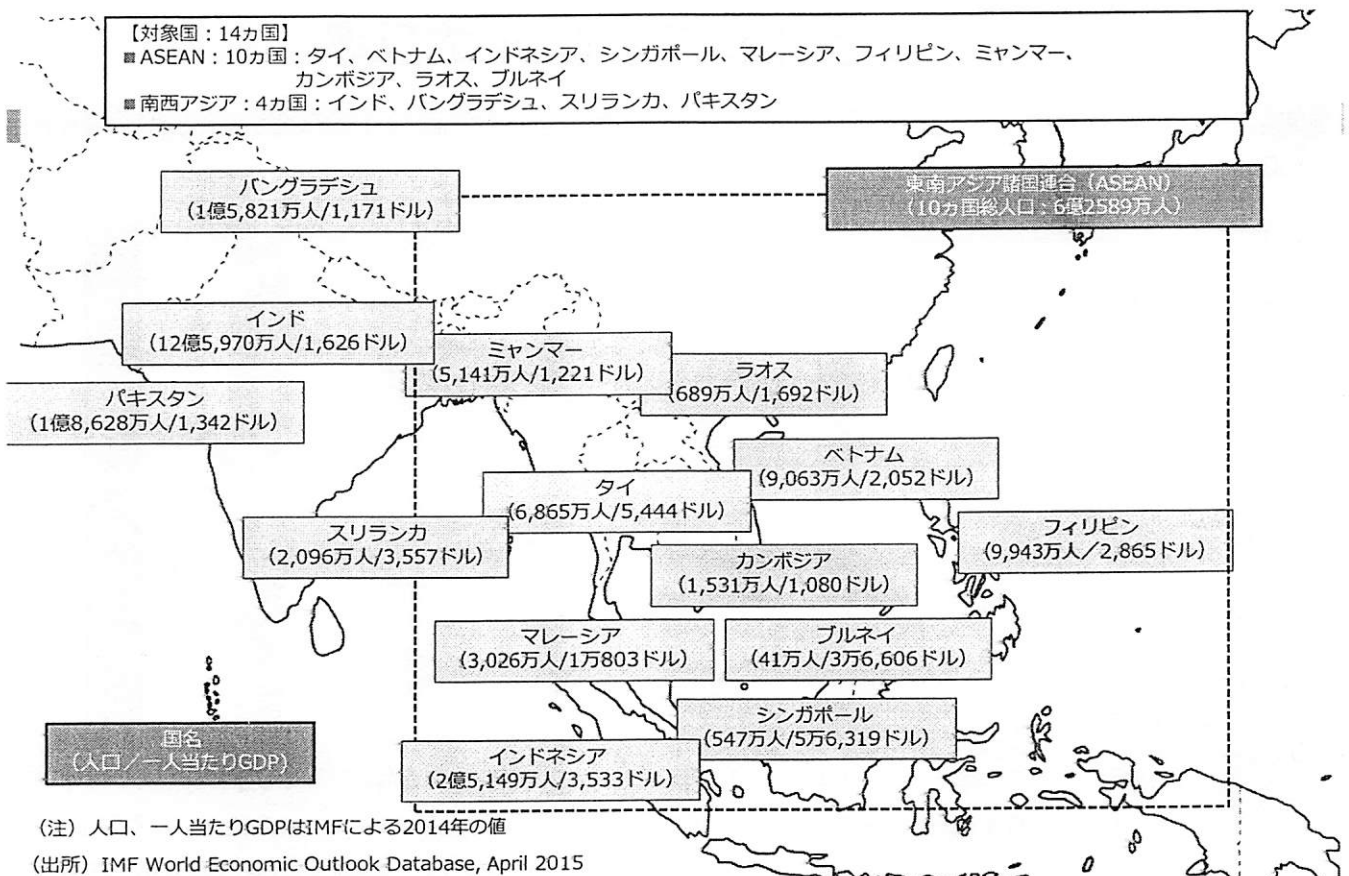
1. カンボジア経済概況

経済概況

5

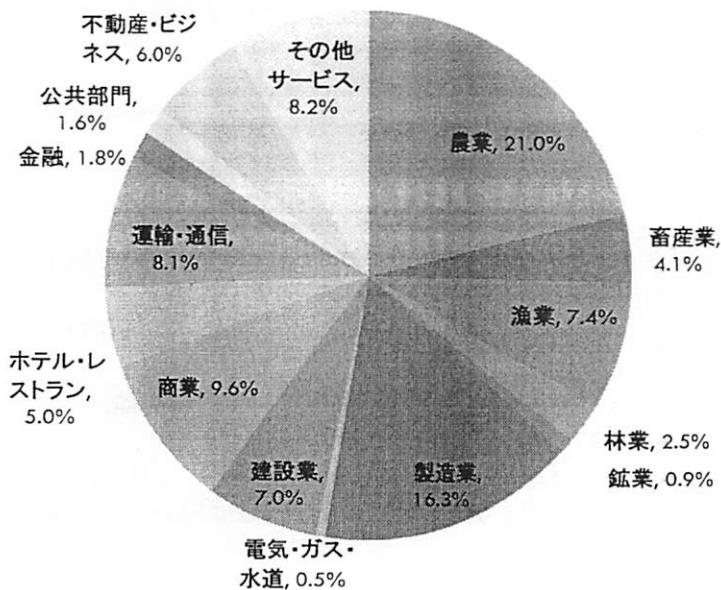
- 2002年から14年のGDP成長率は平均で7.8%
多額の援助、外資法の施行、米国による最恵国待遇付与による縫製業への外資進出
- ①縫製業の輸出増、②堅調な観光業、③良好な農業生産、④建設業の活況、⑤外国投資、⑥銀行貸出の伸び
- リーマンショックにより経済は急減速したが驚異的なV字回復を果たす。
以降高成長を維持：10年6.0%、11年7.1%、12年7.3%、13年7.4%、14年7.0%（IMF）
- 2015年は7.2%と堅調な成長（IMF）。
理由としては好調な輸出、投資、観光、農業生産件数の増加。
- 2014年政府はGDP成長率を7.0%と予想。（IMF予想は7.2%）
- 1人あたりGDPも年々増加。2012年971米ドル、13年は1,016米ドル、14年は1,080ドル。
特にプノンペン市では5,000米ドルクラスの世帯も台頭してきている。
- 中間所得層の増加に伴い、個人消費が活性化、ファーストフード店やブランド店が市内に
続々と進出。2014年6月30日にはイオンモールが開業。
自動車は中古車が市場を圧巻しているが、高級車（レクサス、レンジローバー）を購入する
世帯も急増。2013年3月にカンボジア国内初のモーターショーが開催された。
- 地価価格も年々上昇。特に外国駐在員が集結しているボンケンコンエリアでは、2011年
1500-1800米ドル/1㎡から、13年には2000-2500米ドル/1㎡に上昇。不動産投資も活況。

経済概況



カンボジアの主要産業（2013年） GDP産業別構成

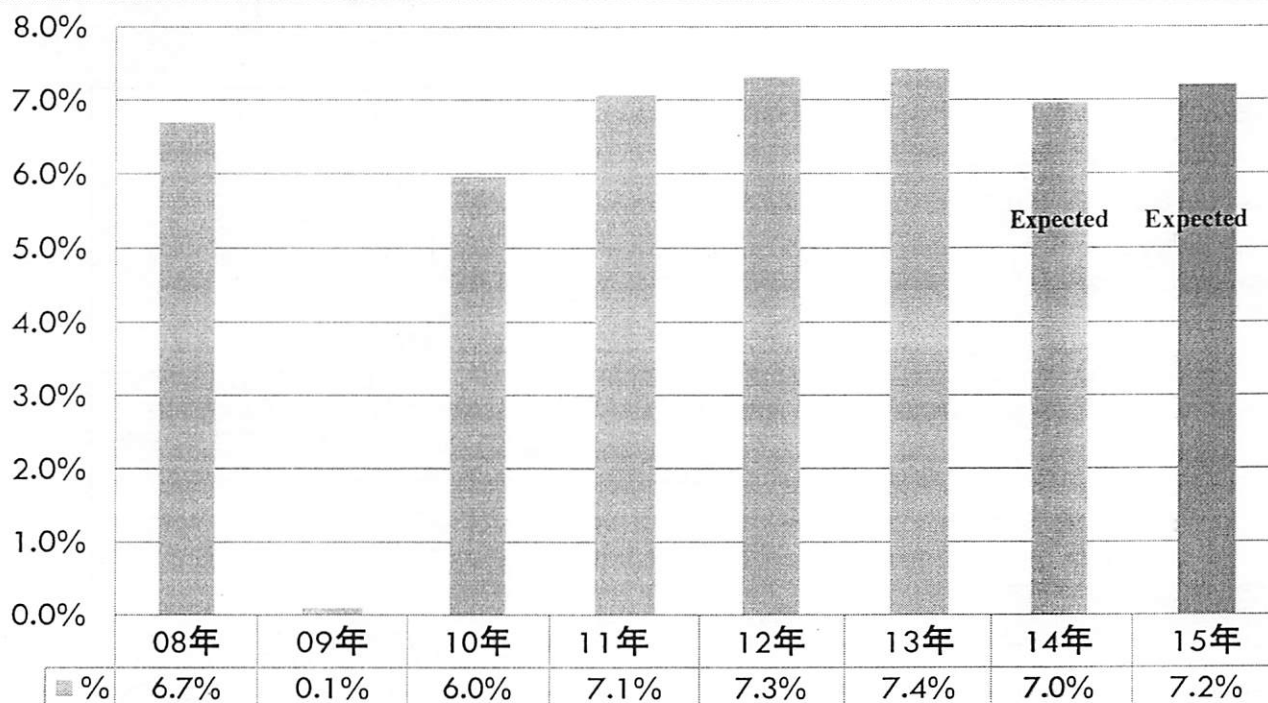
7



Sources: Ministry of Economy and Finance
Photograph :Phnom Penh Post

カンボジア GDP成長率

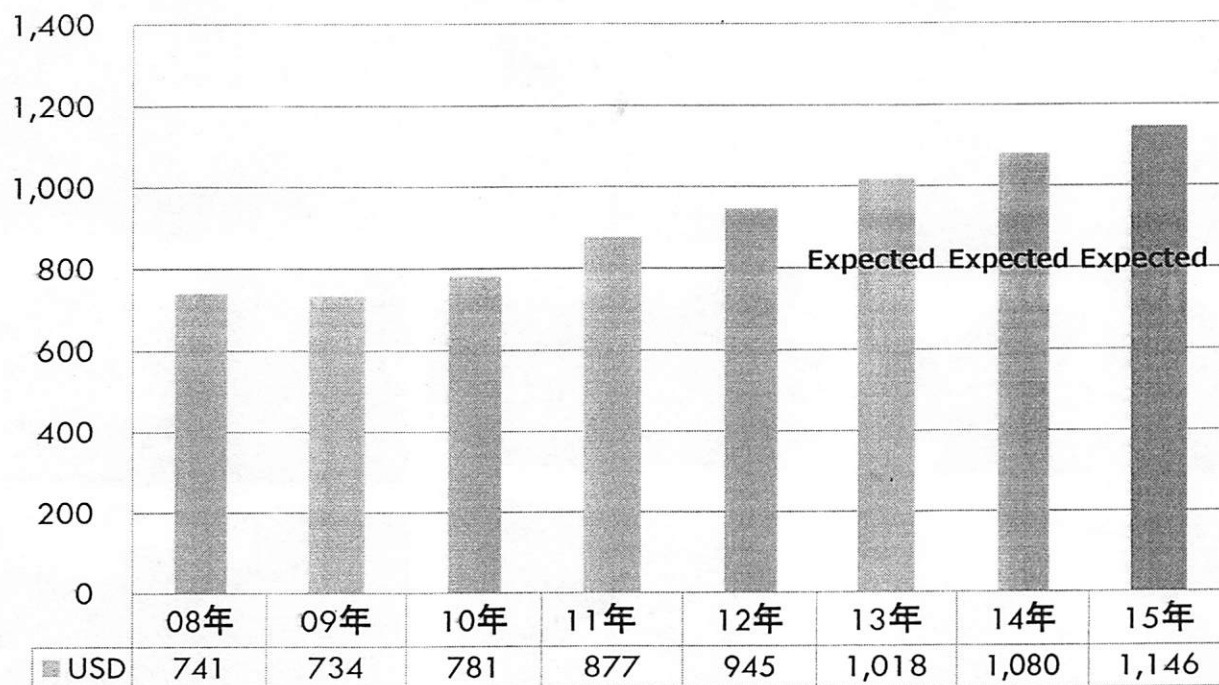
8



Source : IMF World Economic Outlook Database, April 2015

カンボジア一人当たりGDP (US\$)

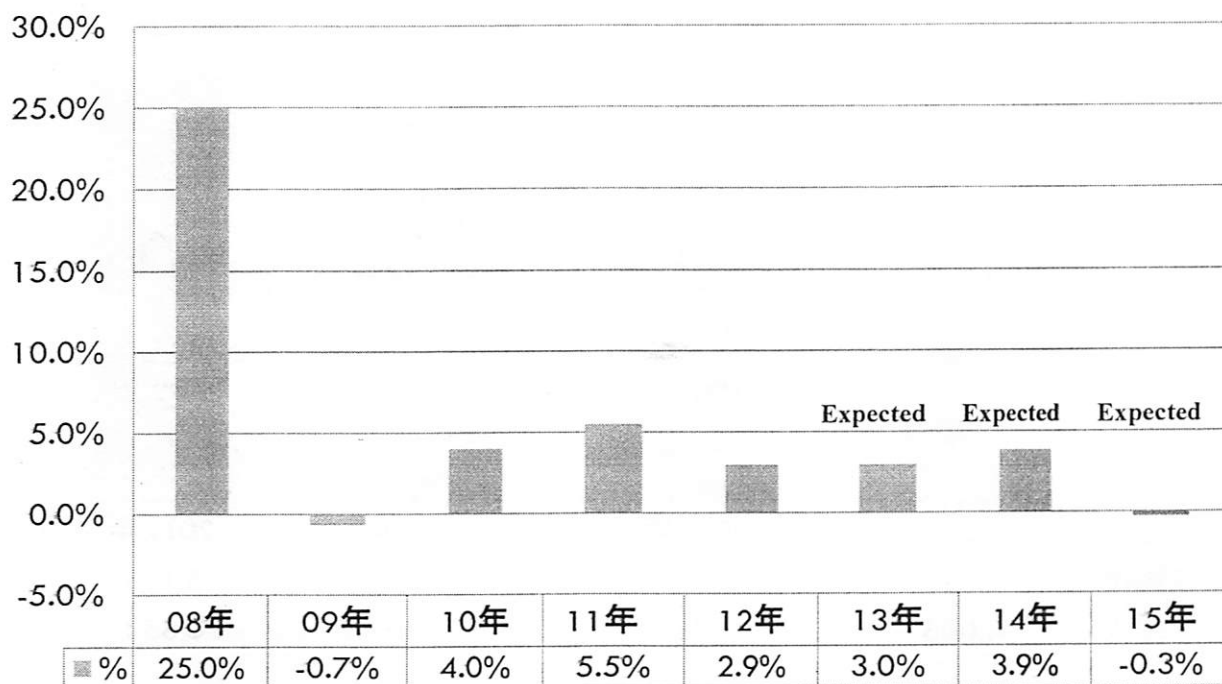
9



Source : IMF World Economic Outlook Database, April 2015

カンボジア 消費者物価上昇率

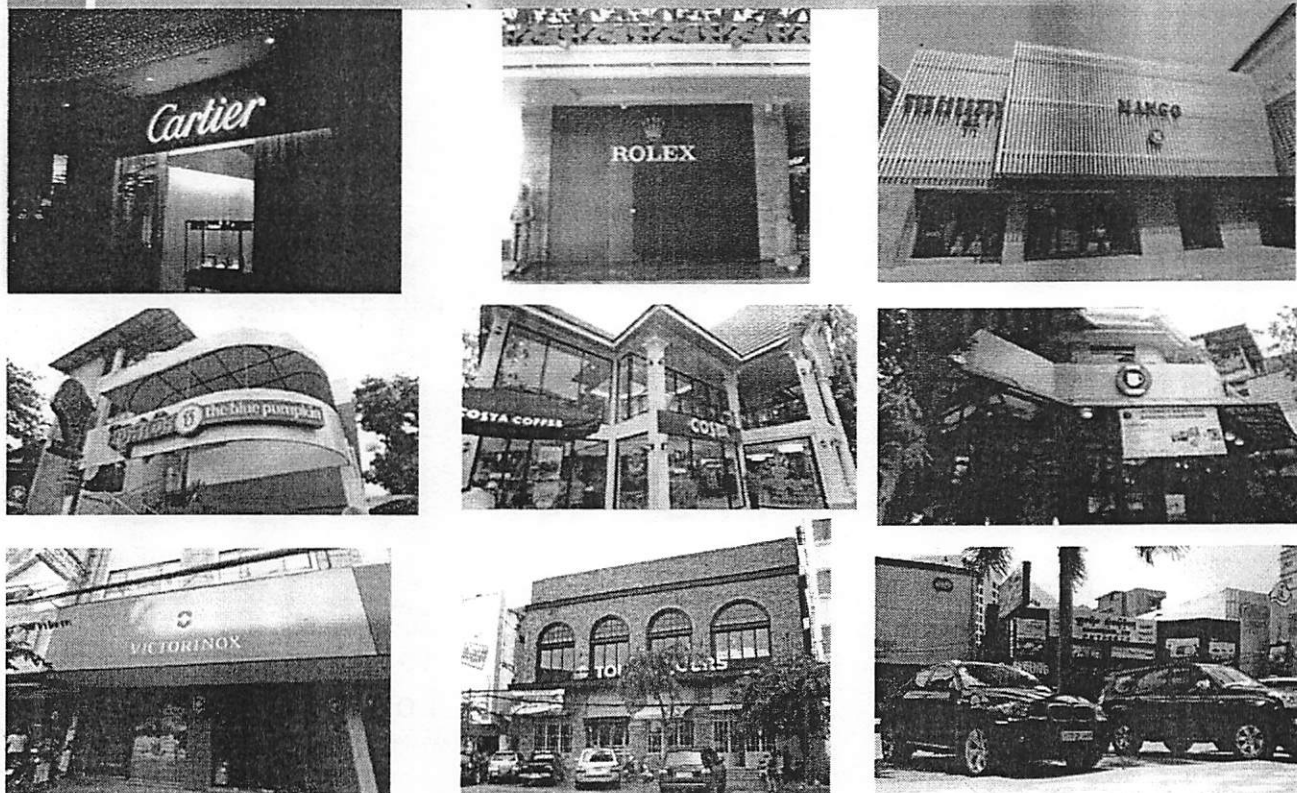
10



Source : IMF World Economic Outlook Database, April 2015

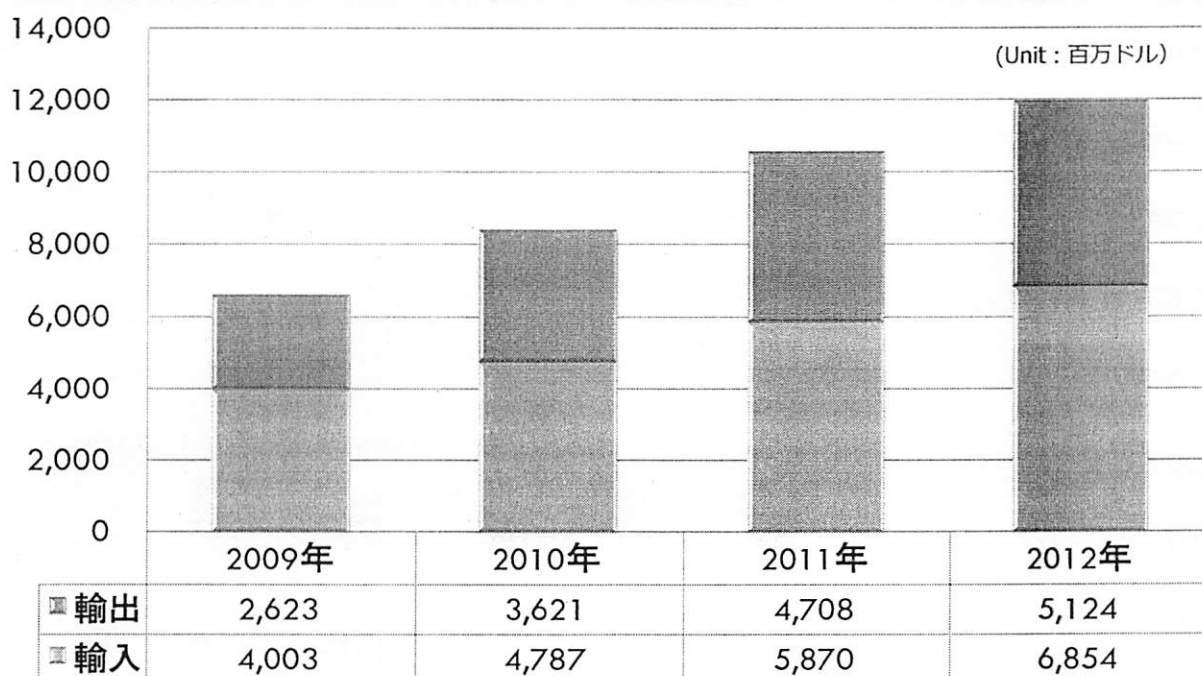
カンボジア国内の個人消費(2013年撮影)

11



カンボジア貿易額 (輸出・輸入)

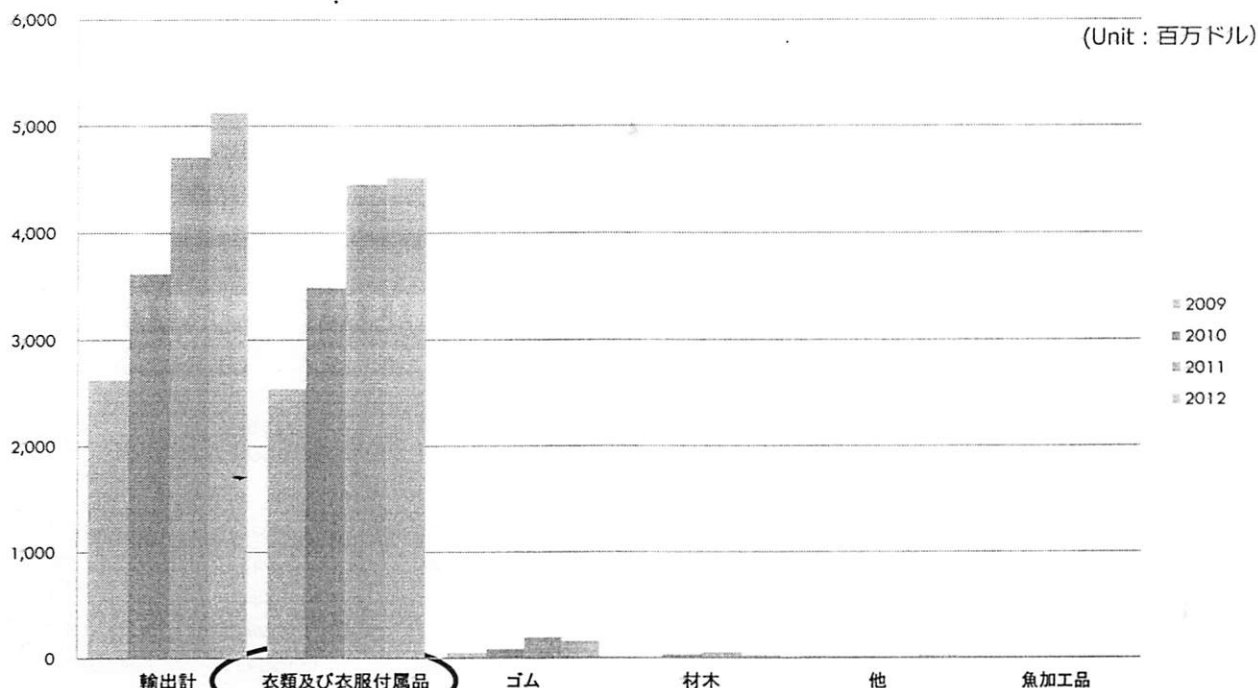
12



※Source : General Department of Cambodia Customs and Excise

カンボジア品目別輸出額(2009年～2012年)

13

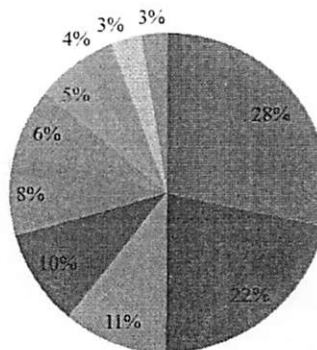


※Source : General Department of Cambodia Customs and Excise

国別輸出入実績 (2013年)

カンボジアからの輸出

Country	Value US\$
1 United States	2,079,942,996.80
2 Hong Kong	1,587,809,851.64
3 Singapore	793,587,363.44
4 United Kingdom	718,858,026.61
5 Germany	615,269,247.61
6 Canada	480,615,360.35
7 Japan	334,412,171.19
8 China	280,548,809.27
9 Thailand	235,728,188.59
10 Spain	197,633,954.49

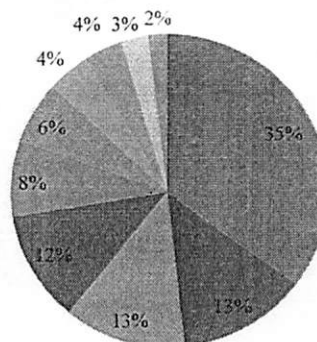


上位10カ国占める割合

- 1 United States
- 2 Hong Kong
- 3 Singapore
- 4 United Kingdom
- 5 Germany
- 6 Canada
- 7 Japan
- 8 China
- 9 Thailand
- 10 Spain

カンボジアへの輸入

Country	Value US\$
1 China	3,004,337,526.63
2 United States	1,119,364,322.14
3 Thailand	1,095,549,824.84
4 Viet Nam	987,570,303.64
5 Hong Kong	668,978,766.34
6 Taiwan, Province of China	542,015,146.98
7 Korea, Republic of	371,291,976.88
8 Singapore	348,523,435.42
9 Indonesia	246,997,762.46
10 Japan	175,525,007.96



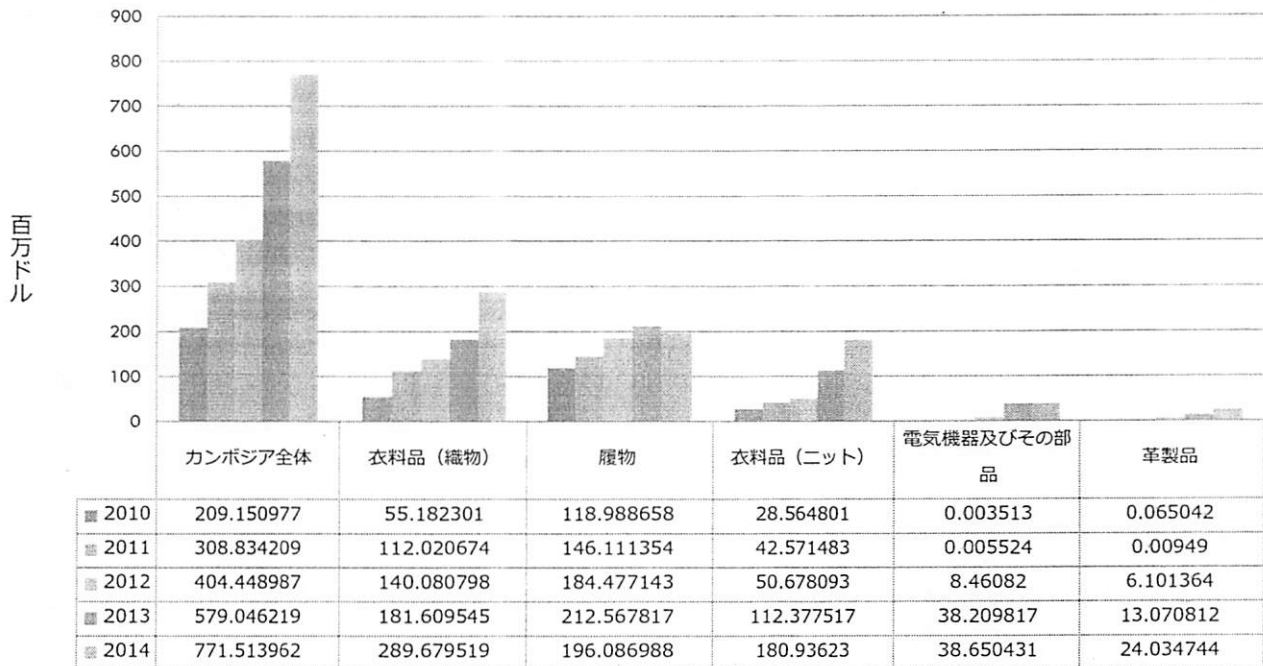
上位10カ国占める割合

- 1 China
- 2 United States
- 3 Thailand
- 4 Viet Nam
- 5 Hong Kong
- 6 Taiwan, Province of China
- 7 Korea, Republic of
- 8 Singapore
- 9 Indonesia
- 10 Japan

出所 : カンボジア商業省

日本との貿易（対日輸出）（2009年-2014年）

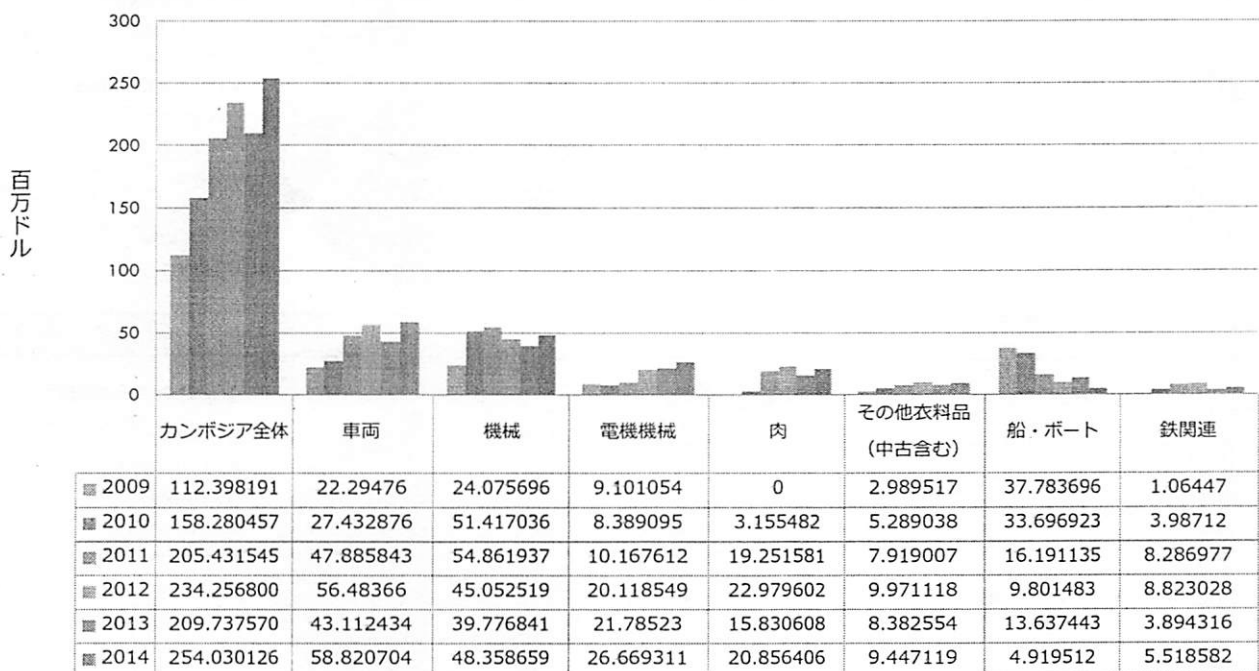
15



Source : World Trade Atlas

日本との貿易（対日輸入）（2009年-2014年）

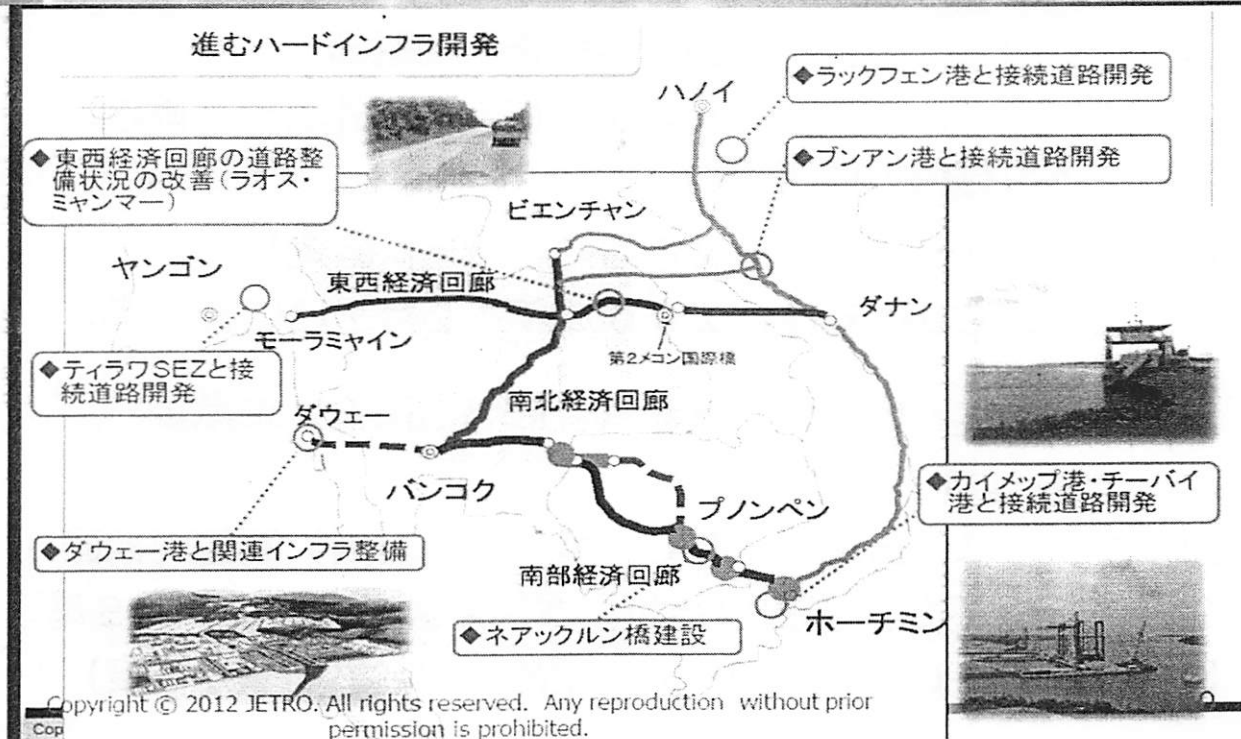
16



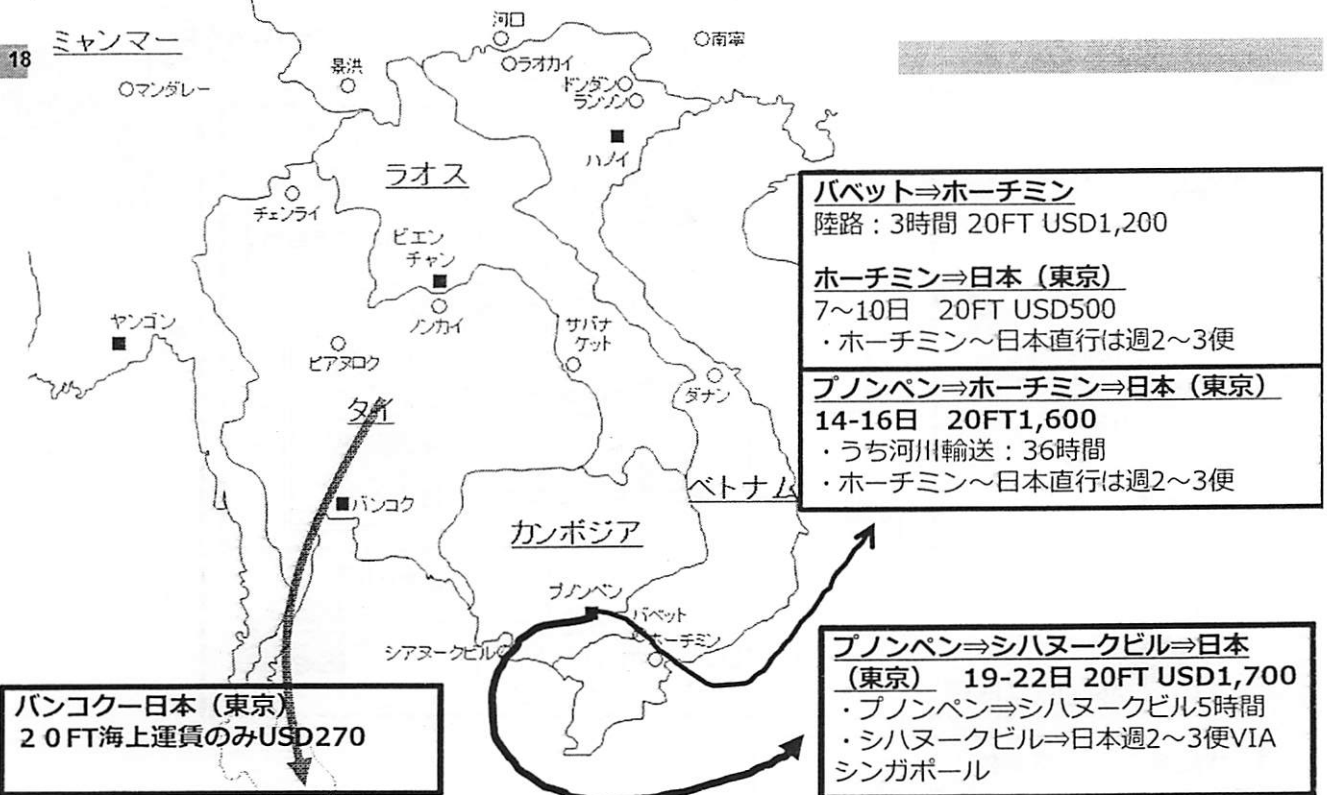
Source : World Trade Atlas

経済回廊とハードインフラ整備で メコンに広がる生産ネットワーク

17



(参考) 国内物流事情



※出所：ジェットロ調査、ヒアリングなど。ラオスは通関、保険含まず。

関税に関する協定・制度

19

AFTA (ASEAN自由貿易地帯) 加盟国

カンボジアは、2015年末までに一部例外品目を除き、

ASEAN域内で関税ゼロ

AJCEP (日ASEAN包括的経済連携協定)

カンボジアについては、2009年12月1日に発効済み

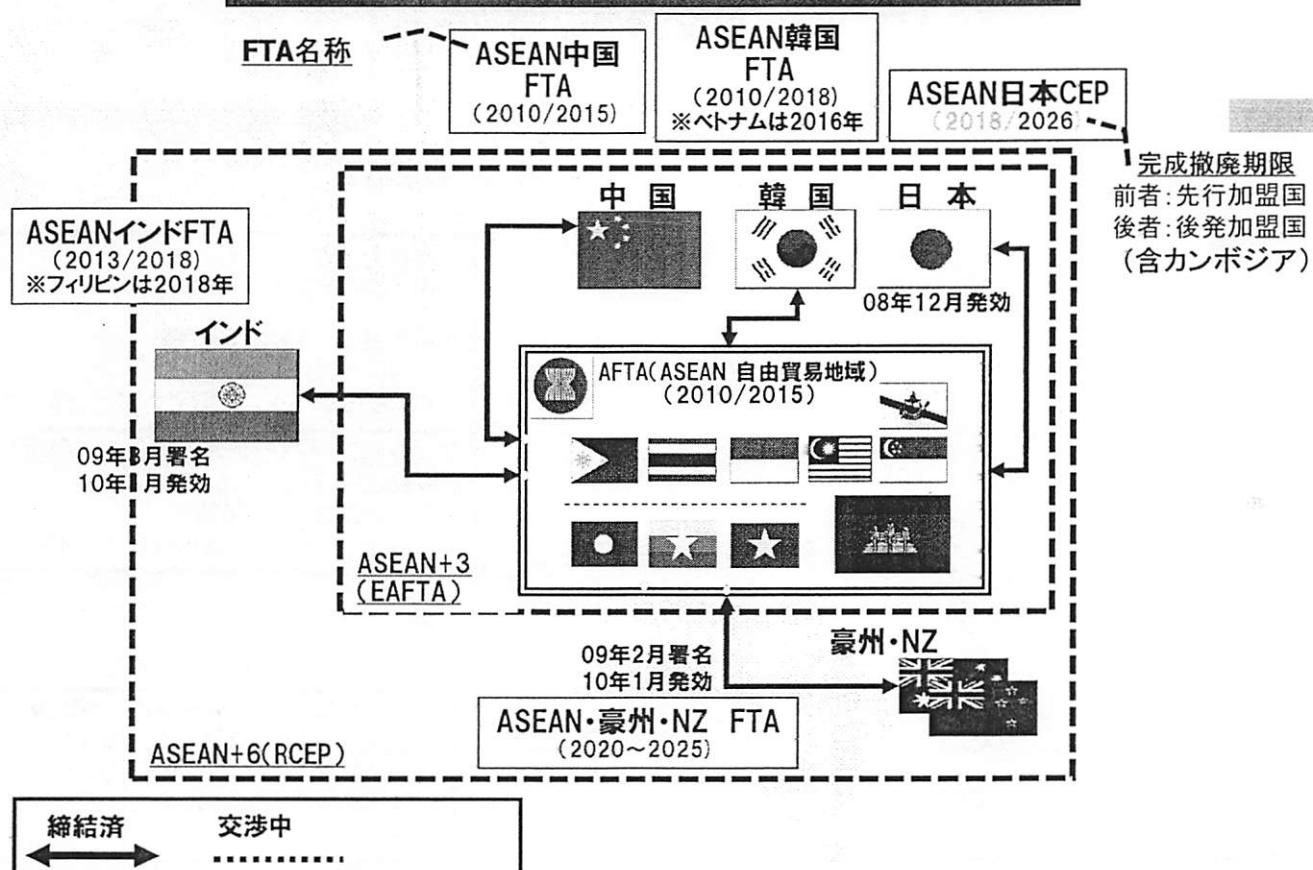
カンボジアは、日本のGSP (一般特惠関税) 対象国

3,540品目

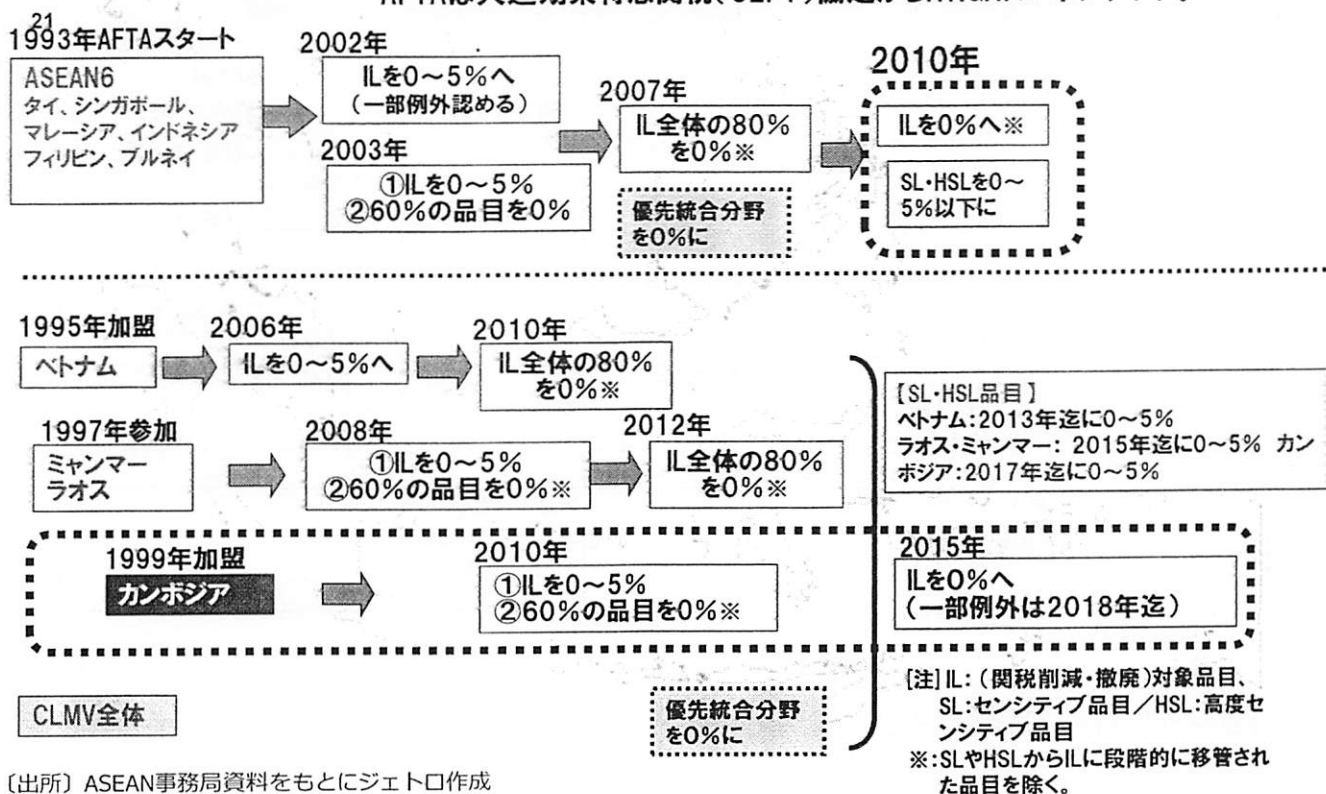
カンボジアは、日本のLDC (低開発途上国) 特惠対象国

2,200品目が無税扱いだが、本制度適用のため、HS毎に日本側税関での原産地規則の確認必要 (事前教示制度)

ついに完成を迎えた「ASEAN+1」FTA



※ATIGA署名:2009年2月26日/発効:2010年5月17日
AFTAは共通効果特惠関税(CEPT)協定からATIGAにハトンタッチ。



〔出所〕ASEAN事務局資料をもとにジェトロ作成

ASEAN各国のAFTAのもとでの関税削減状況 (2013年時点)

22

	総品目数	関税率 0%		0%超		5%超	その他
		総品目数に対する割合	総品目数に対する割合	0%超 5%以下	総品目数に対する割合		
ブルネイ	9,916	9,844	99.3%	72	0	-	72
インドネシア	10,012	9,899	98.9%	113	0	17	96
マレーシア	12,337	12,182	98.7%	155	60	13	82
フィリピン	9,821	9,685	98.6%	136	74	35	27
シンガポール	9,558	9,558	100.0%	0	0	-	-
タイ	9,558	9,544	99.9%	14	14	-	-
ASEAN-6	61,202	60,712	99.2%	490	148	65	277
カンボジア	8,300	3,327	40.1%	4,973	58.2%	140	-
ラオス	9,558	7,525	78.7%	2,033	16.6%	361	87
ミャンマー	9,558	7,614	79.7%	1,944	19.7%	-	60
ベトナム	9,558	6,905	72.2%	2,653	24.7%	98	190
CLMV	36,974	25,371	68.6%	11,603	28.9%	599	337
ASEAN10	98,176	86,083	87.7%	12,093	11.0%	664	614

〔注1〕「その他」ではAFTA特惠関税が示されていないもの。5%以上の品目は、一般的除外品目(GEL)、センシティブ品目(SL)、高度センシティブ品目(HSL)から関税削減・撤廃品目(IL)に組み込まれたばかりのもの。

〔注2〕AHTN2012バージョン。カンボジアのみAHTN2007

〔資料〕ASEAN事務局資料(2013年2月)からJETROにて作成。

ASEAN各国の関税削減のセンシティブティ

先行加盟6カ国（2012年時点）

	Sch-D (SL)	Sch-E (HSL)	Sch-F (輸入割当)	Sch-H (一般的除外/GE)
ブルネイ	0	0	0	77 アルコール関連:46品目 武器弾薬等:29品目 アヘン関連:2品目
インドネシア	0	16 米関連:8品目 砂糖関連:8品目	0	0
マレーシア	54 果物:20品目 たばこ関連:34品目	12 米関連:12品目	0	96 アルコール類:58品目 武器弾薬:38品目
フィリピン	76 家畜肉:60品目 とうもろこし:2品目 砂糖:14品目	19 米関連:19品目	0	27 武器・弾薬:27品目
シンガポール	0	0	0	0
タイ	14 切り花:6品目 馬鈴薯:2品目 コーヒー類:5品目 コブラ:1品目	0	8 馬鈴薯:2品目 コーヒー類:5品目 コブラ:1品目	0

[資料]ASEAN事務局資料をもとにジェトロが作成

ASEAN各国の関税削減のセンシティブティ

後発加盟4カ国（2012年時点）

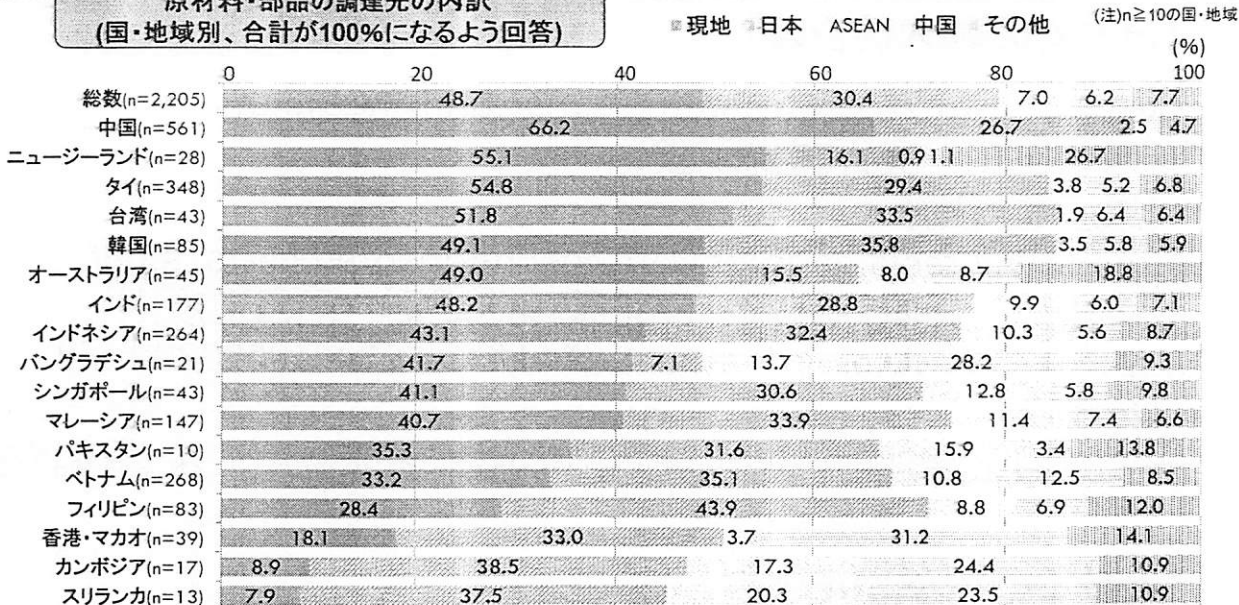
	Sch-D (SL)	Sch-E (HSL)	Sch-F (輸入割当)	Sch-H (一般的除外/GE)
カンボジア	54 馬・豚・家禽類:7品目 肉類:12品目 養殖用等魚:6品目 植物・切り花:5品目 野菜関連:17品目 ココヤシ:2品目 柑橘果物類:5品目	0	0	80 アヘン・ケシ関連:14品目 有機化学品:26品目 火薬等:6品目 証券・切手等:5品目 戦車:1品目 武器・弾薬等:28品目
ラオス	266 馬・豚・家禽類:37品目 肉類:56品目、魚:1品目 卵:9品目、動物の臓:1品目 野菜関連:91品目、果物類:37品目、唐辛子等:4品目、米:10品目、採油用果実等:7品目、たばこ:13品目	0	0	87 象牙・亀甲等:5品目 ケシ等関連:16品目 火薬関連:9品目 原子炉関連:4品目 戦車:1品目 航空機関連:20品目 武器弾薬関連:32品目
ミャンマー	10 米関連:8品目 砂糖関連:2品目	0	0	49 ケシ・アヘン関連:3品目 火薬関連:9品目 武器・弾薬関連:37品目
ベトナム	50 家禽類:7品目 家禽類肉:10品目 餅:3品目 柑橘類:3品目 米関連:3品目 肉調整品:19品目 砂糖関連:5品目、	0	28 卵:3品目 砂糖関連:6品目 たばこ:12品目 塩関連:7品目、	131 ケシ・アヘン関連:3品目 たばこ関連:29品目 火薬等:9品目 化学工業等の廃棄物:10品目 中古タイヤ:43品目 中古車:8品目 戦車:1品目 武器・弾薬関連:28品目

[資料]ASEAN事務局資料をもとにジェトロが作成

原材料・部品の調達（製造業のみ） 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2014年度調査・ジェトロ)

25

原材料・部品の調達先の内訳
(国・地域別、合計が100%になるよう回答)



- 進出日系企業の現地生産活動における原材料・部品の調達先の内訳は、「現地」(48.7%)が最も高く、「日本」(30.4%)、「ASEAN」(7.0%)が続く。現地調達率は、前年(48.0%)からわずかに拡大。日本、中国からの調達率はほぼ横ばい、ASEANからの調達率はわずかに減少した。
- 国・地域別にみると、中国の現地調達率が高く、2009年(45.8%)から5年連続で拡大している。
- 日本からの調達率は、フィリピン(43.9%)、カンボジア(38.5%)、スリランカ(37.5%)、韓国(35.8%)、ベトナム(35.1%)などで相対的に高い。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

参考：輸出入におけるFTA利用状況

在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2014年度調査・ジェトロ)

(注1)上の2図の活用率は、(少なくとも1つのEPA・FTAを活用している企業数/輸出または輸入のどちらかをしている企業数)で算出。

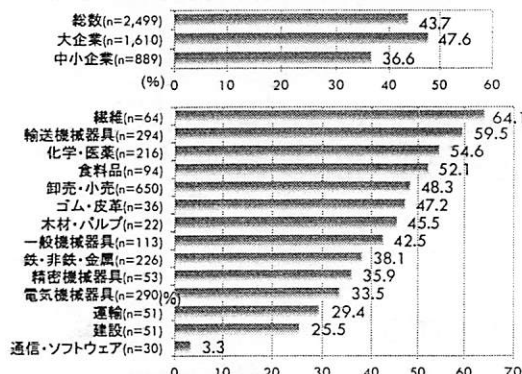
(注2)下の2図の活用率は、(輸出(輸入)でFTA・EPAを活用している企業数/輸出(輸入)している企業数)で算出。

26

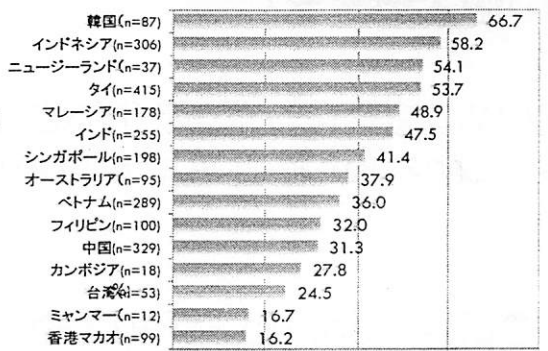
既存(発効済)のFTA・EPAの活用の有無 (輸出入をしている企業のみ)

(注)n≥10の国・地域

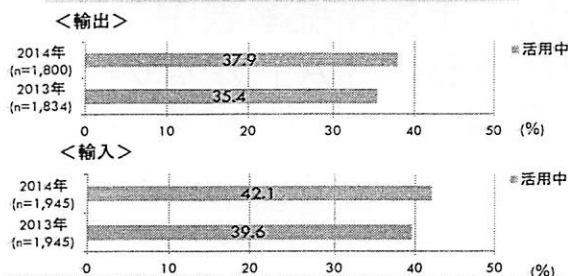
FTA・EPA活用率(全体、企業規模別、業種別)



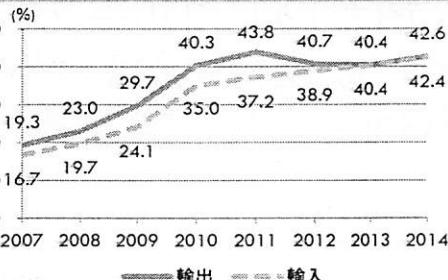
FTA・EPA活用率(国・地域別)



活用率の比較 2013年→2014年(輸出・輸入)



在ASEAN日系企業のFTA・EPA活用率の推移



- 貿易を行っている在アジア・オセアニア日系企業のうち、FTA・EPAを活用している企業の割合は43.7%となった。
- FTA・EPAの活用率は中小企業(36.6%)に比べ、大企業(47.6%)が高い。
- 業種別では繊維、輸送機械器具等の活用率が高い。
- 国・地域別では在韓国日系企業の利用率が66.7%で最も高く、在インドネシア、ニュージーランド、タイの日系企業の活用率が5割超で高い。
- 輸出、輸入ともにFTA・EPA活用率は、13年度調査から2.5ポイント増加した。
- 在ASEAN日系企業のFTA・EPA活用率の推移をみると、13年度調査と比べて、輸出、輸入とも2ポイント以上増加した。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

各国・地域での特惠関税率の確認（WEBサイト）

27

【日本での輸入関税等】

【税率】 <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

（日本税関 実行関税率表）

【原産地規則】

http://www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/products_s.pdf

（英語版、日本外務省 GSP原産地規則 品目別規則）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44F03401000039.html>

（日本語）

→委託加工発注前、進出決定前に事前教示制度による確認を！

【EUでの原産地規則等】

http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_839_en.htm（EU税関）

各国・地域での特惠関税率の確認（WEBサイト）

28

【米国での輸入関税等】

【税率】

<http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/index.htm>

（米国 international trade commission 関税率表）

（参考）

【USITC Quick Lookup - Tariff Programs】

http://dataweb.usitc.gov/scripts/gsp/gsp_tariff.asp

※カンボジアは「A」グループに分類。上記関税率表中で、「A」のついた特惠税率が適用される。「A」がない場合は、「General」の輸入関税が適用

カンボジアへの輸出入規制等確認（WEBサイト）

29

【カンボジアでの輸出入規制品目】

1994年に包括的貿易改革プログラムにより、若干の例外を除いて輸入規制は撤廃されている。現在の輸入禁止・規制品目、担当官庁等の詳細は、政令No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表（Annex1、Annex2）を関税消費税総局のWEBサイト確認できる。

<http://www.customs.gov.kh/lawoncustoms.html>

輸入ライセンス制度は1994年に撤廃。ただし、例外的に輸入許可が必要な品目がある（全体の18%程度）：薬品、医療関係品（保健省）、生きている家畜（農林水産省）、武器弾薬（内務省）、文化芸術関係品（文化芸術省）、金・銀（カンボジア国家銀行）等。輸入ライセンスも同様に 政令No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表（Annex1、Annex2）を参照。

輸出禁止品目：木材（2006年11月26日付政令No.131 ANK.BKに各木材に関する禁止または規制についての記載あり）

輸出規制対象品目（ライセンス申請先）：

- ・木材加工製品（家具、木製手工芸品等）（農林水産省）
- ・武器、軍用車両・機器（防衛省）
- ・薬品・医療関係品（保健省）
- ・文化財（文化芸術省）等。

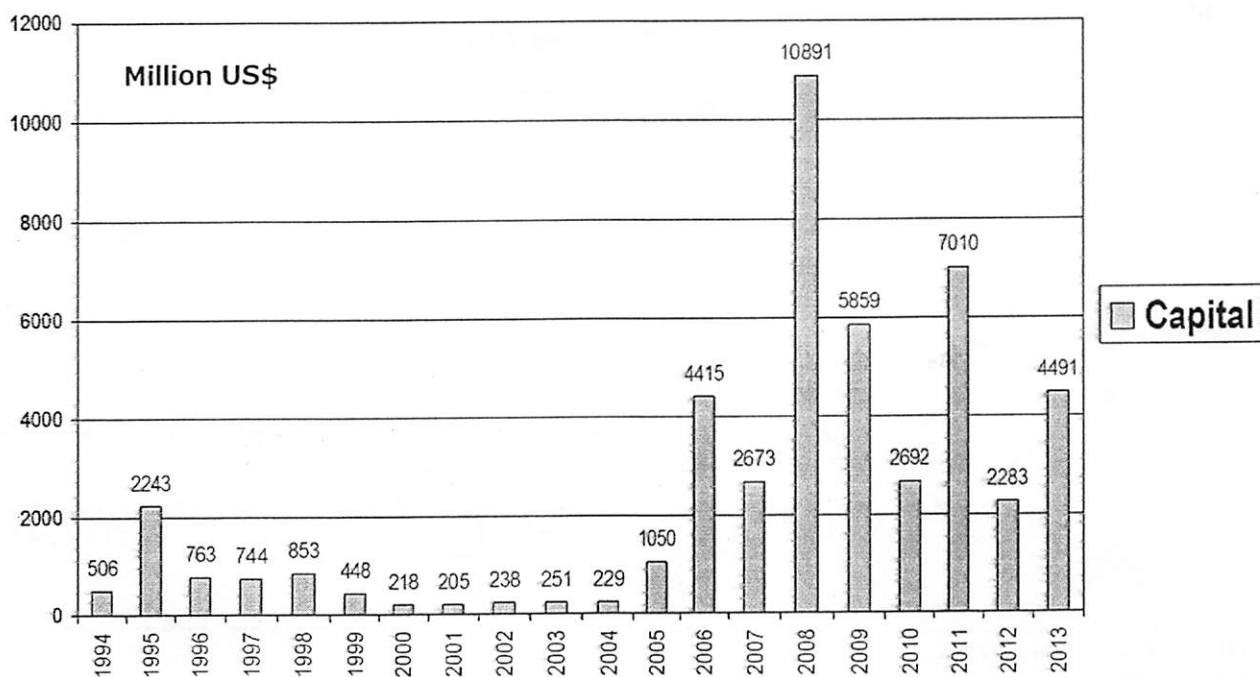
コメの輸出もライセンス制度であったが、2010年に廃止。

輸入禁止品目：中古品（タイヤ、コンピューター、電池、履物、バッグ等）、右ハンドルの自動車、宗教、政治的、または猥褻図書等の法律に触れる印刷物、知的財産権を侵害する物品等。

詳細はジェトロウェブサイト参照⇒<http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/>

年度別投資認可額（1994－2013年） （経済特別区内の投資額を除く）

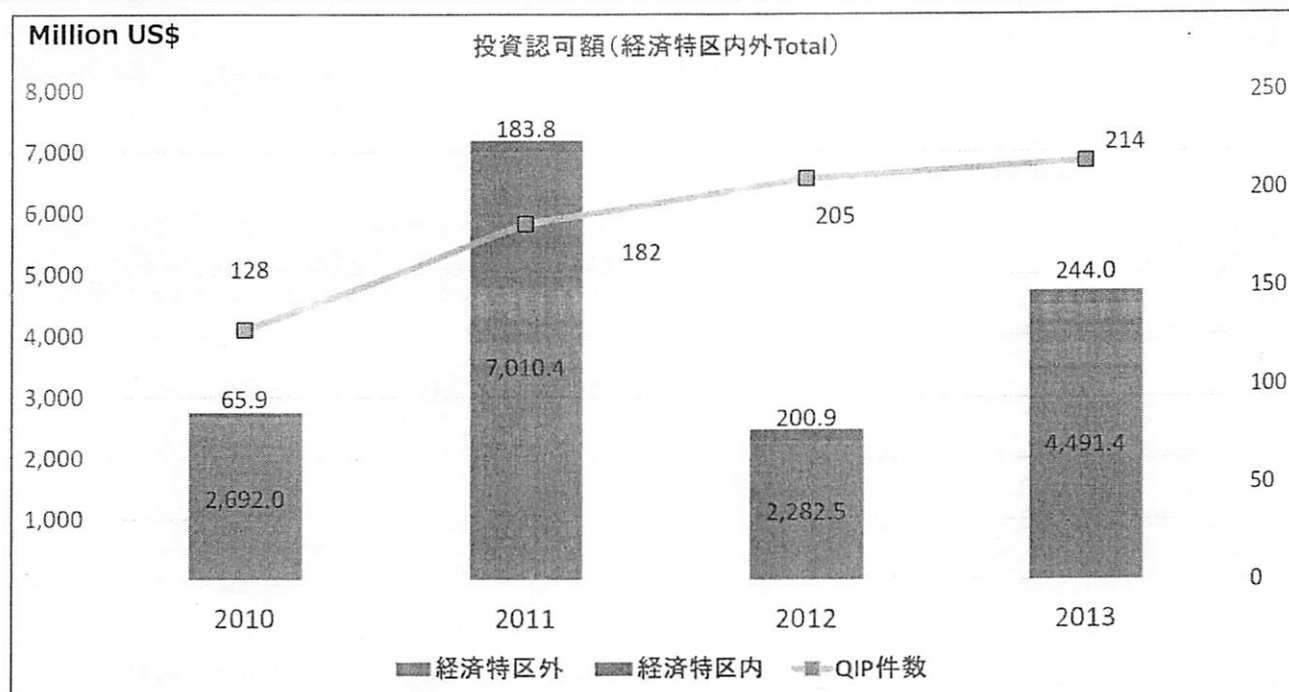
30



Source: Cambodian Investment Board

年度別投資認可額（2010－2013年） 経済特別区内外への投資

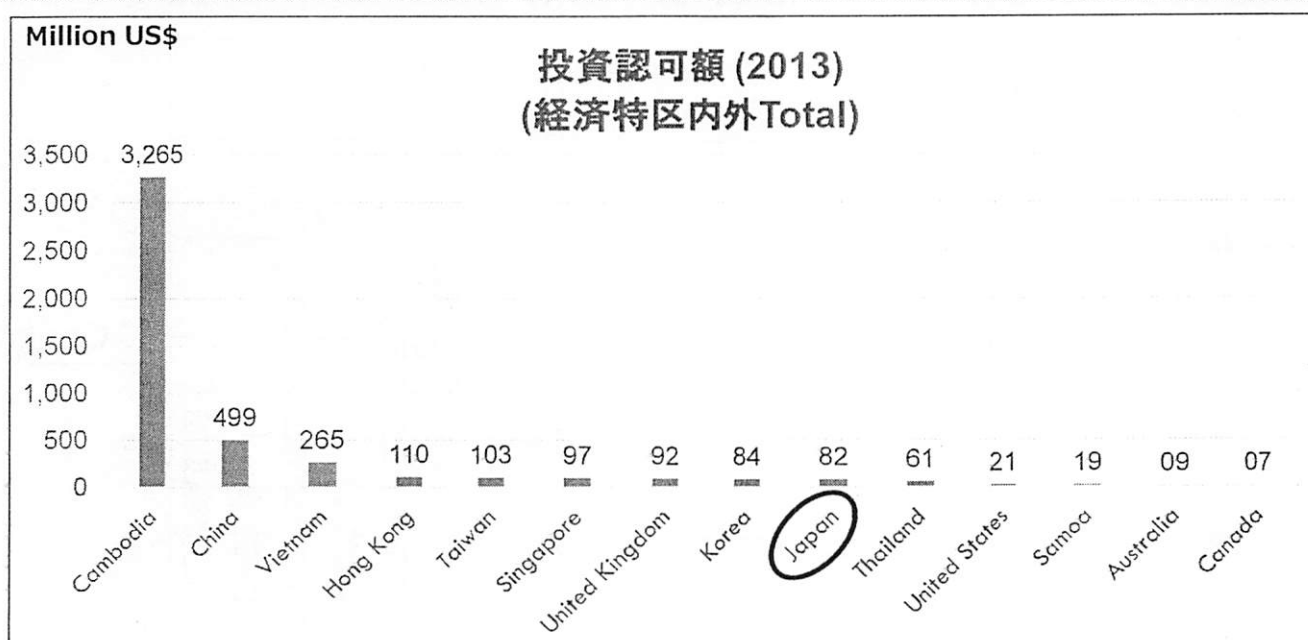
31



Source: Cambodian Special Economic Zone Board / Cambodian Investment Board

投資認可額（2013年） （経済特別区内外への投資）

32

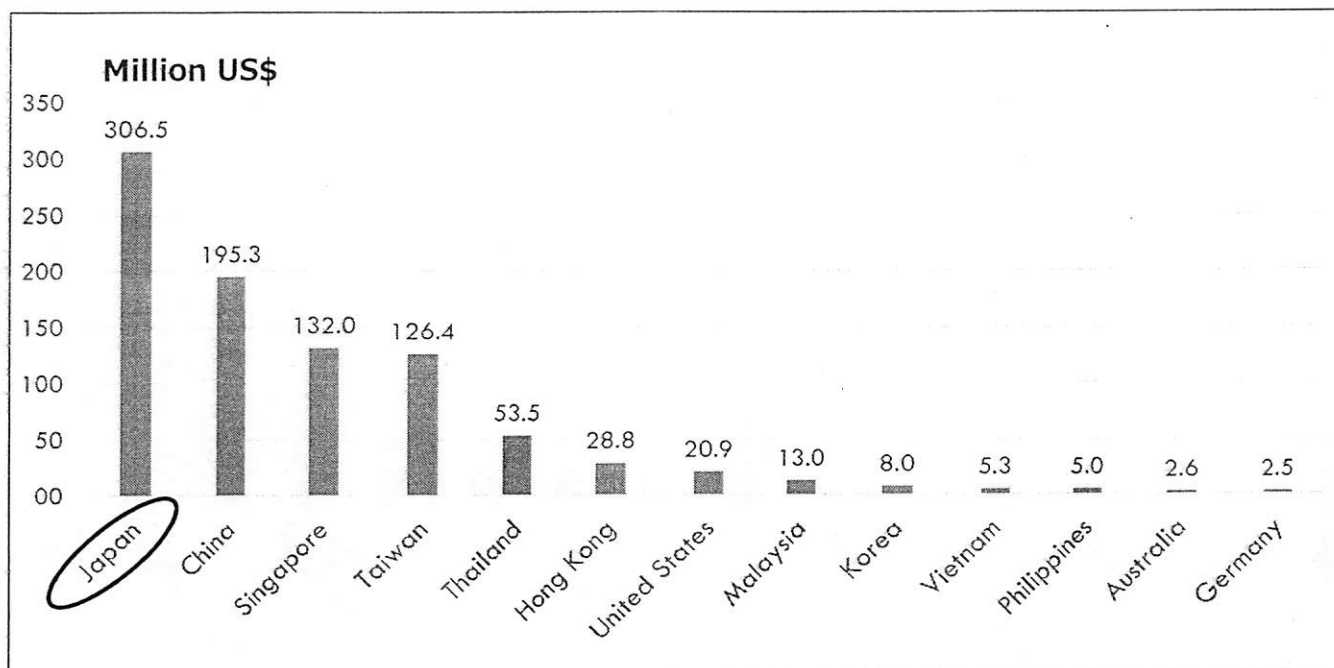


No. of investors: 214
No. of QIP: 245
No. of J/V: 26

Source: Cambodian Investment Board

国別投資認可額累計（1994－2014年） 経済特別区(SEZ)への投資

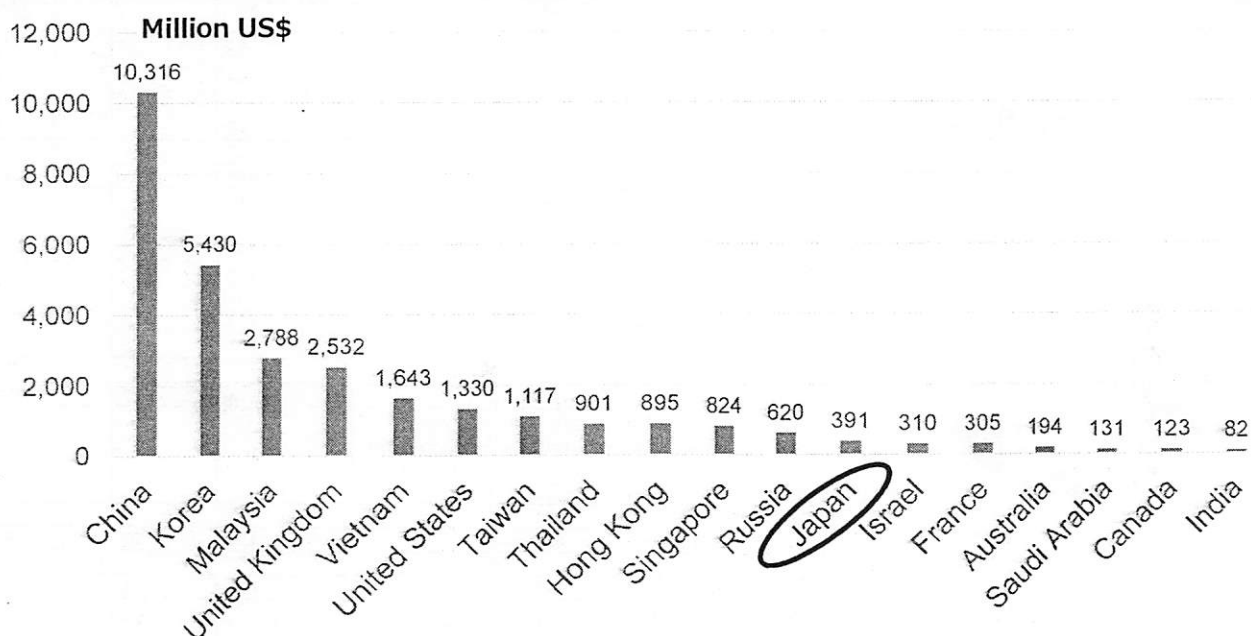
33



Source: CSEZB, 各SEZ

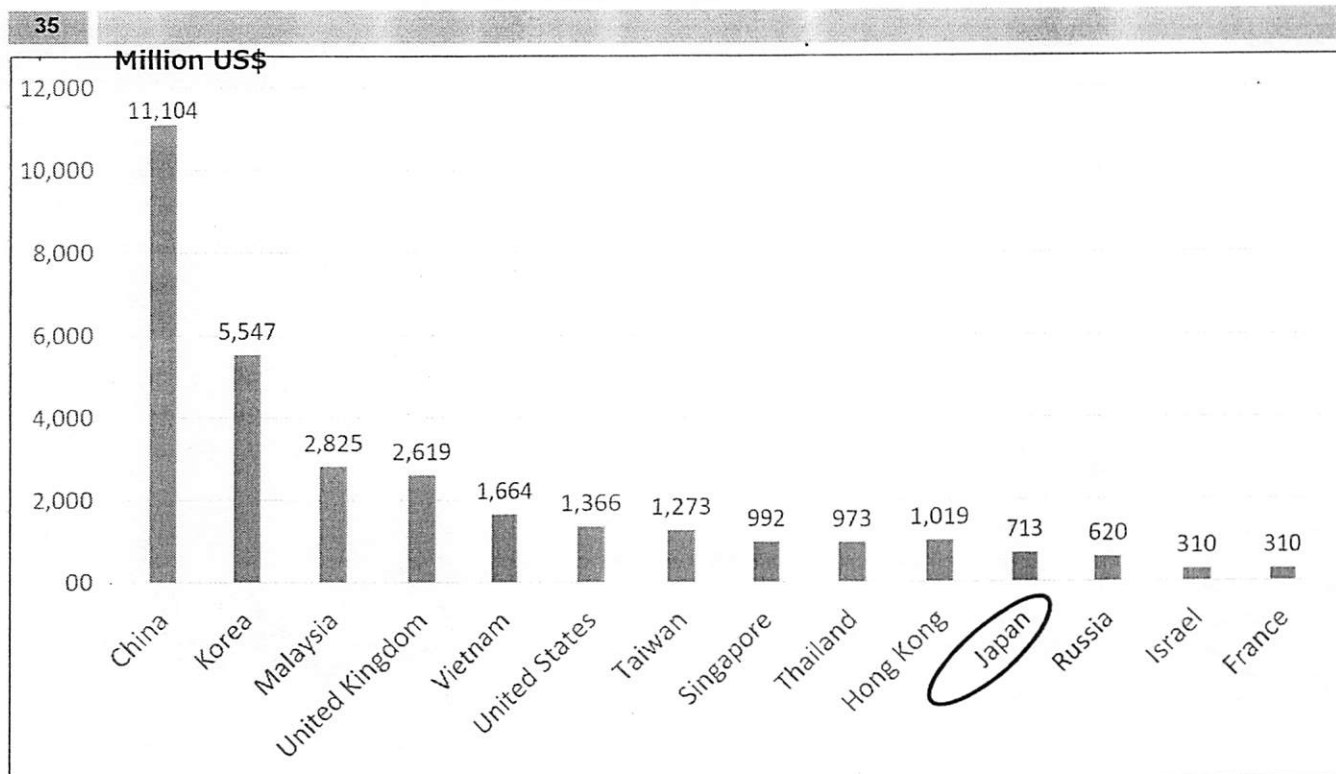
国別投資認可額累計（1994－2013年） 経済特別区外への投資

34



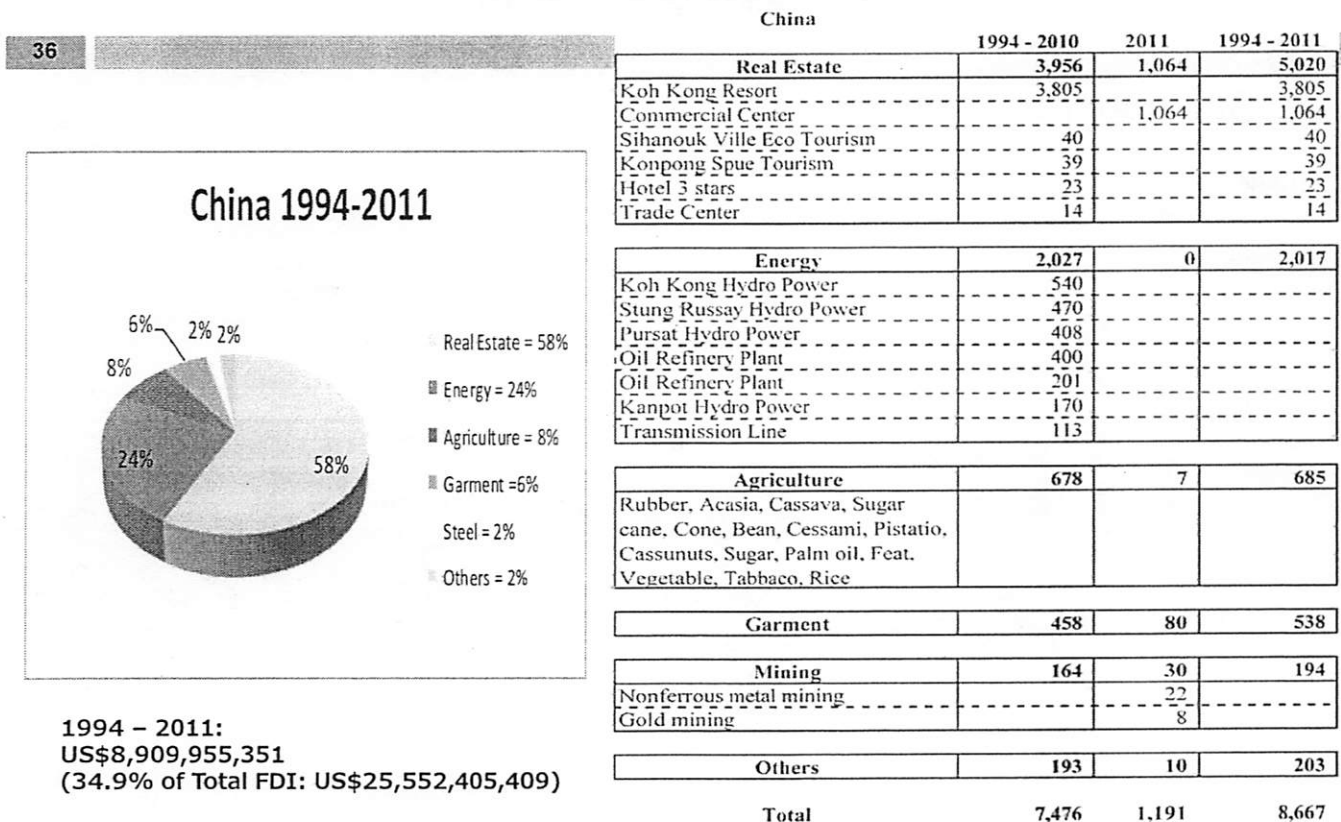
Source: Cambodian Special Economic Zone Board

国別投資認可額累計（1994－2014年） 経済特別区内外への投資



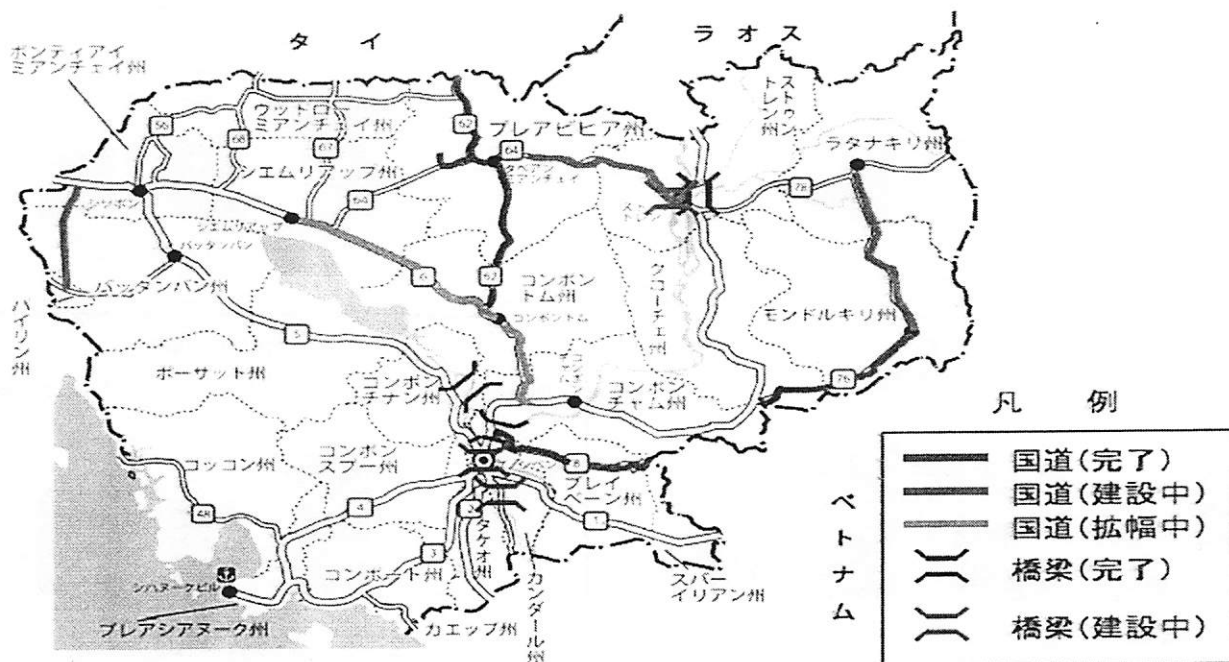
Source: Cambodian Special Economic Zone Board

外国直接投資（中国）



中国による道路・橋の建設

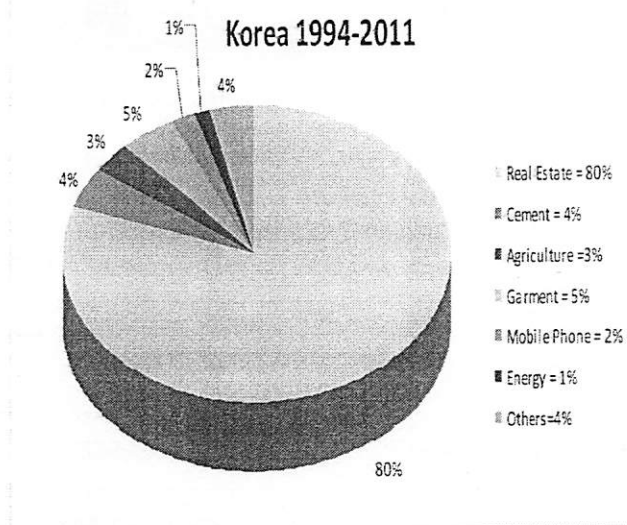
37



出所：ジェトロアジア経済研究所バンコク事務所作成

外国直接投資（韓国）

38



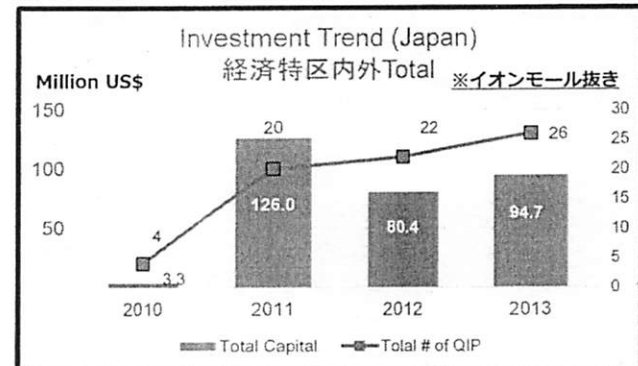
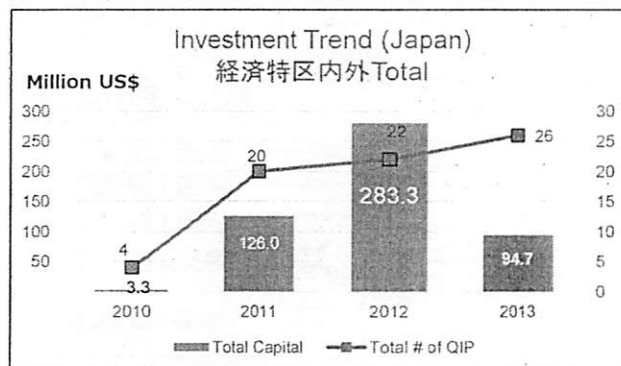
1994 - 2011:
US\$4,040,345,315
(15.8% of Total FDI: US\$25,552,405,409)

Korea

	1994 - 2010	2011	1994 - 2011
Real Estate	3,257	0	3,257
World City	1,008		
New Siem Reap Airport	973		
International Financial Center	967		
Golf resort	210		
Trade Center	100		
Business Center	78		
Villa	10		
Cement Plant	169	0	169
Agriculture	141	0	141
Garment	119	67	186
Energy		60	60
Biomass (solid waste)		60	
Telecommunication	80	0	80
Others	137	20	157
Total	3,903	147	4,050

日本企業の投資傾向（2010－2013年）

39



■ CDCの確定データに統一

（QIP最終承認日ベース、2013年のFRC日付未確認のものは数に含む）

Source: CIB, CSEZB, 各SEZ

投資実績：2010年日本からの投資 適格投資案件（QIP）

40

認可	会社名	業種	立地
2010.07	ハルブノンペン（春うららかな書房）	コミック本再生	ブノンペンSEZ
2010.07	ディシェルズ（光和インターナショナル）	耐熱シート製造	ブノンペンSEZ
2010.10	プロシーディング	縫製（和服）	ブノンペンSEZ
2010.10	ファーストシルクトレーディング	縫製（和服）	ブノンペンSEZ
2010.10	ミネベア	電子部品（小型モーター）	ブノンペンSEZ
2010.11	モロフジ	ポリエチレンショッピングバッグ製造	マンハッタンSEZ

Source: Council for the Development of Cambodia : CDC

投資実績：2011年日本からの投資 適格投資案件（Q I P）

41

認可	会社名	業種	立地
2011.01	オーアンドエム工芸	皮革製品製造	プノンベンSEZ
2011.02	シマノ	製靴（サイクリングシューズ）	コンボンスプー州
2011.02	コンビ	縫製（抱っこ紐）	プノンベンSEZ
2011.02	ヨークス	縫製（婦人手袋）	タイセンSEZ
2011.03	スワニー	縫製（スポーツ用手袋）	タイセンSEZ
2011.03	アスレ電器	家電用ワイヤーハーネス製造	シアヌークビルSEZ
2011.03	住友電装	自動車用ワイヤーハーネス	プノンベンSEZ
2011.03	エフティーアパレル	縫製（婦人下着）	プノンベン市
2011.04	マルニクス	家電用ワイヤーハーネス製造	プノンベンSEZ
2011.06	大和（だいわ）音響	携帯スピーカー	プノンベンSEZ
2011.05	日新被服	縫製（作業服）	スバイリエン州バベット
2011.06	トーワ	縫製（紳士服）	タイセンSEZ
2011.06	中山商事（赤ちゃん本舗）	縫製（赤ちゃん用肌着）	タイセンSEZ
2011.06	ファブリックスアート	縫製（化粧ポーチ）	プノンベン市
2011.07	協和製函	紙製包装材	プノンベンSEZ
2011.07	泉電子	薄型テレビ用アルミフレーム	シアヌークビルSEZ
2011.10	矢崎総業	自動車用ワイヤーハーネス	ココンSEZ
2011.11	ドルフィンジャンプ	バッグ製造	プノンベン市
2011.12	フォonzパワー	ブランドバッグ	プノンベンSEZ
2012.12	ロンチェスター	縫製（婦人服）	タイセンSEZ

Source: Council for the Development of Cambodia : CDC

投資実績：2012年日本からの投資 適格投資案件（Q I P）

42

認可	会社名	業種	立地
2012.02	ロックス	縫製（婦人・紳士カジュアル）	プノンベンSEZ
2012.03	日本メディカルプロダクツ	縫製（医療用ガウン）	プノンベンSEZ
2012.04	ミカサ	スポーツ用ボール	ココンSEZ
2012.04	ジャパーナ（アルペン）	縫製（スポーツ衣料）	タイセンSEZ
2012.05	ハモングランドインターナショナル	縫製（カンボジア51%）	プノンベン市
2012.06	大和（やまと）梱包運輸	包装資材	プノンベンSEZ
2012.06	丸三金属	樹脂押出製品（自動車エンブレム）	プノンベンSEZ
2012.07	王子製紙（ハルタパッキング）	段ボール箱	シアヌークビル港SEZ
2012.07	タイカ	スポーツ靴緩衝材	プノンベンSEZ
2012.08	SC WADOコンポーネント	アルミダイキャストフレーム	ポイバット市
2012.10	HMM（丸紅）	アカシアチップ加工	シアヌークビル州
2012.10	丹下信	縫製（和服）	プノンベン市
2012.10	イオンモール	ショッピングセンター	プノンベン市
2012.10	東京パーツ	電子部品（コイルトランス）	タイセンSEZ
2012.10	パープル（ラベルシェクチュール）	縫製（縫いぐるみ）	タイセンSEZ

Source: Council for the Development of Cambodia : CDC 21

投資実績：2012年日本からの投資 適格投資案件（Q I P）

43

認可	会社名	業種	立地
2012.10	タイワ精機	精米プラント製造	プノンペンSEZ
2012.10	フットマーク	縫製（水着）	プノンペンSEZ
2012.10	プノンベンコンビ（カンボジア）	縫製（抱っこ紐）	プノンペンSEZ
2012.10	GSエレテック	自動車用ワイヤーハーネス	プノンペンSEZ
2012.11	日光金属	鋳型成形品	プノンペンSEZ
2012.11	ルシアン	縫製（婦人用下着）	プノンペンSEZ
2012.11	香港ユーフェンガーメント	縫製	プノンペン市
2012.12	RKT	縫製（紳士服）	タイセンSEZ
2012.12	明光堂	工業用針	プノンペンSEZ
2012.12	日鉄鉱業	鉱物資源探鉱（銅）	カンダール州
2012.12	アイディアルパシフィック	ハンドバッグ	プノンペン市
2012.12	フォースピリッツ	縫製（婦人用下着）	プノンペンSEZ
2012.12	王子製紙（植林）	植林	コンボンチュナン州

Source: Council for the Development of Cambodia : CDC

投資実績：2013年日本からの投資 適格投資案件（Q I P）

44

認可	会社名	業種	立地
2013.01	アジアドラン	縫製	プノンペン市
2013.02	Trusty Frontier Industry	文房具（封筒）	マンハッタンSEZ
2013.03	タナカフォーサイト	眼鏡部品	プノンペンSEZ
2013.04	デンソー	マグネト用センサー	プノンペンSEZ
2013.05	日本精密	時計部品	ドラゴンキングSEZ
2013.05	太陽工業	縫製（フレコンバッグ）	プノンペンSEZ
2013.06	ロート製薬	目薬	プノンペンSEZ
2013.08	T.U.W Textile（タイ法人）	縫製	コンボンチュナン州
2013.08	JD豊島（香港67%、日本33%）	縫製	タケオ州
2013.09	マルテ大塚	塗装用はけ	プノンペンSEZ
2013.09	タイキ	化粧用品	シアヌークビル港SEZ
2013.11	東工コーセン（中国法人）	縫製（婦人服）	ドラゴンキングSEZ
2013.11	カルタック&ワッカイ アパレル （日本65%、中国35%）	縫製	プノンペン市
2013.11	ヘンストリア テキスタイル （日本49%、カ国51%）	縫製	プノンペン市

Source: Council for the Development of Cambodia : CDC 22

投資実績：2014年日本からの投資 適格投資案件（QIP）

45

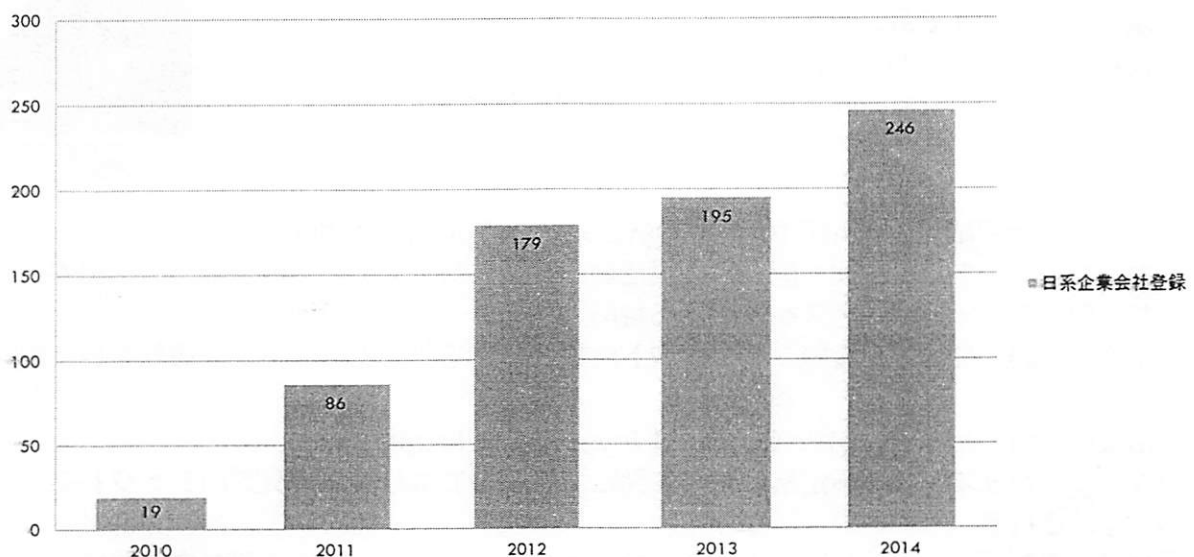
認可	会社名	業種	立地
2014.01	アートネイチャー	かつら	プノンペンSEZ
2014.02	ヘイコ	包装資材	プノンペンSEZ
2014.03	テフテフ (Tefu Tefu)	皮革製品製造	プノンペンSEZ
2014.03	プリンテ	電子部品	プノンペンSEZ
2014.04	家研販売	建具製造（戸車）	タイセンSEZ
2014.04	テイクオフ	ぬいぐるみ製造	プノンペンSEZ
2014.06	ヒロタ カンボジア ガーメント(中国10%)	縫製	プノンペン市
2014.07	ミドリテクノパーク	自動車部品製造	プノンペンSEZ
2014.08	クイーボ	皮革製品製造	プノンペンSEZ
2014.08	ファッションカネジュウ	婦人服製造	プノンペンSEZ
2014.09	IS-TEC (CAMBODIA) CO., LTD (株) SJコーポレーション 50% (日系) ブイテック (株) 50% (日系)	紙加工品製造（ネズミ取り等）	シアヌークビル港SEZ
2014.10	ジャパーナテクニカルセンター	製靴業	タイセンSEZ

Source: Council for the Development of Cambodia : CDC

投資実績：商業省への日系企業会社登録数

46

各年の日系企業会社登録数



※商業省への会社登録（QIP、有限責任会社、駐在員事務所等）

Source: Ministry of Commerce

2. 投資環境（法令等）

カンボジアの投資制度 カンボジア投資法

○根拠法

投資法（1994年8月公布）

改正投資法（2003年3月公布）

改正投資法の施行に関する政令第111/ANK/BK号（政令第111号）



カンボジア開発評議会（CDC）

○許認可機関

カンボジア開発評議会(Council for the Development of Cambodia)

- 1) カンボジアにおける復興・開発と投資活動の監督に対して責任を負う唯一の機関であり、かつワンストップサービスを提供する機関
- 2) 全ての復興・開発及び投資プロジェクト活動に対する評価と意思決定に責任を負う機関

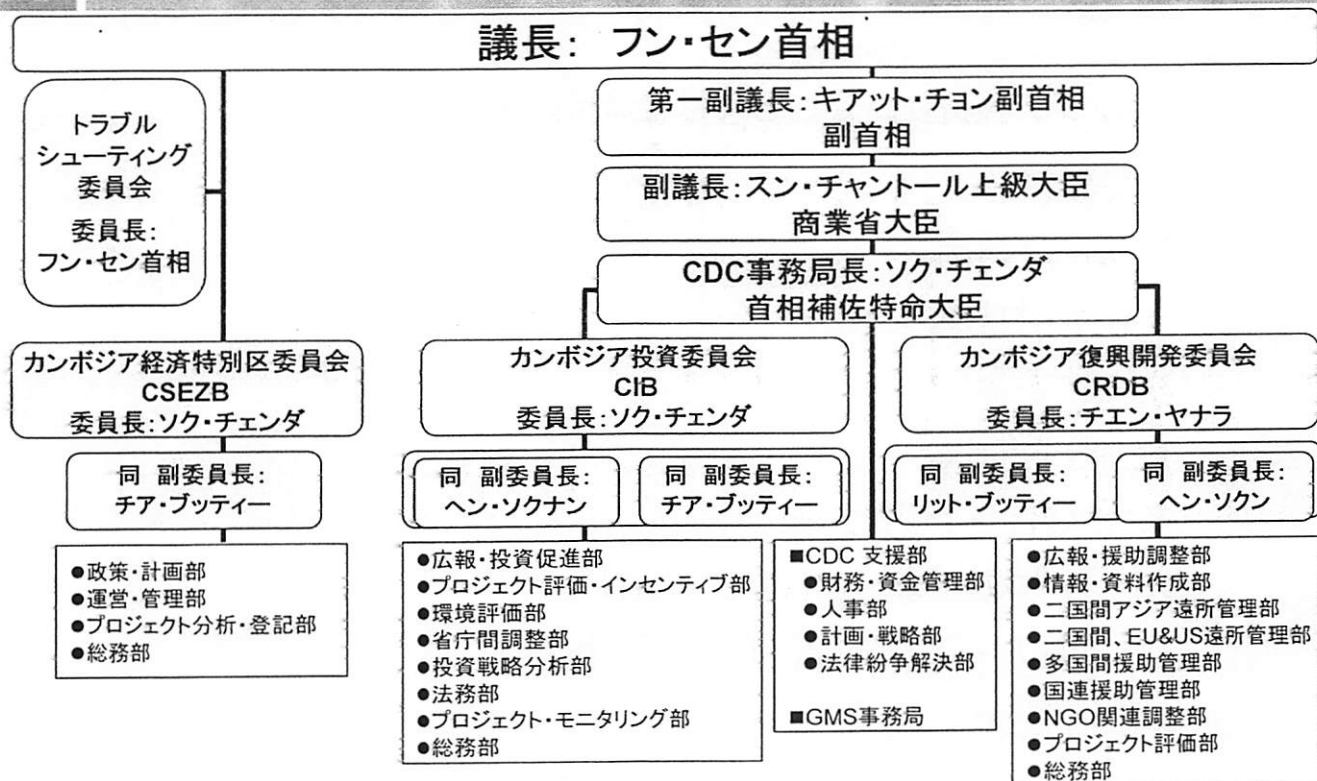
○適格投資プロジェクト（QIP: Qualified Investment Projects）

投資許可は投資家または投資企業に対して発給されるのではなく、投資プロジェクトに対して発給される。

投資許可を得たプロジェクトは適格投資プロジェクトと呼ばれ、優遇措置が自動的に付与される。

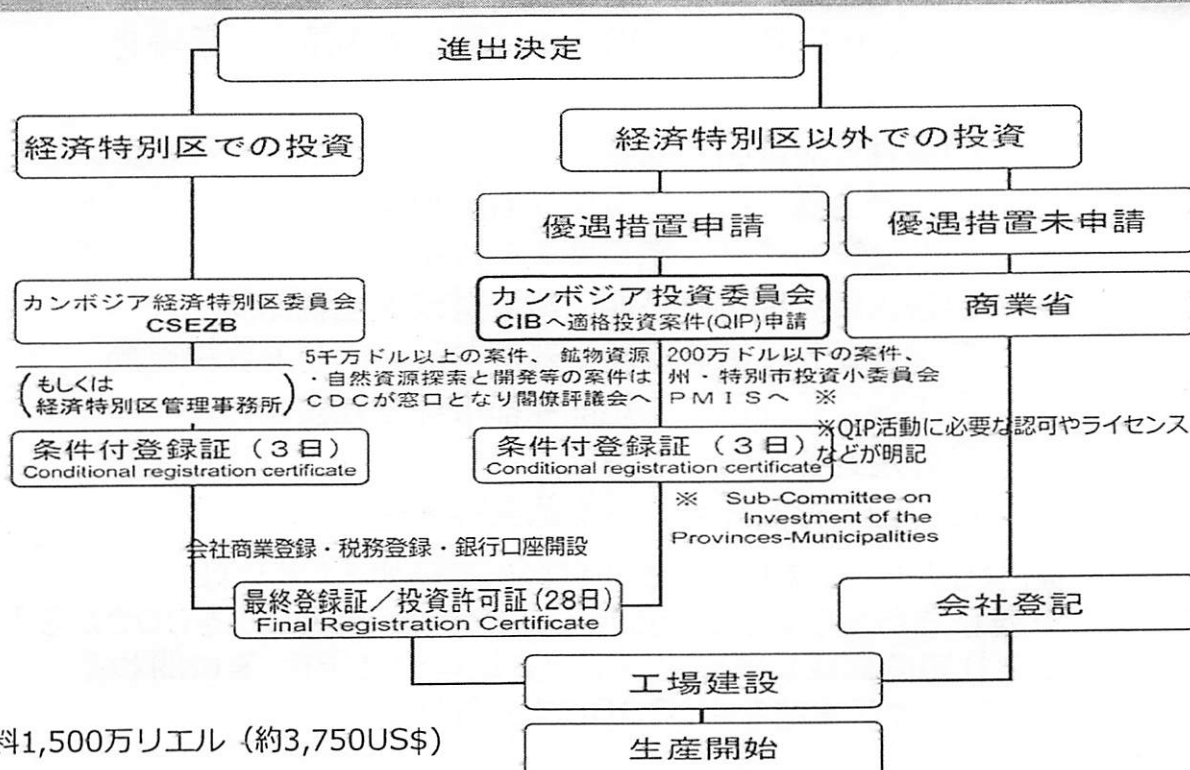
カンボジア開発評議会（CDC）組織図

49



カンボジアの投資制度 投資申請フロー

50



※手数料1,500万リエル (約3,750US\$)

カンボジアの投資制度 投資申請書類

51

窓口：カンボジア開発評議会
(カンボジア投資委員会もしくは経済特区委員会)

- 必要書類：
- ①QIP申請書
- ②事業計画書
- ③会社定款
- ④会社登記簿
- ⑤パスポートコピー
- ⑥代表者の写真（4×6 cm）
- ⑦土地リース契約書（ドラフト）
- ⑧銀行残高証明書

カンボジアの投資制度 FRC受領必要手続き

52

※最終登録証明書（FRC）に付随して申請する手続き

- 会社登記証明：商業省
- 税務登録証明：経済財政省国税総局
- 操業開始許可：鉱工業エネルギー省
- 法人税免税措置証明：経済財政省国税総局
- 輸入税免税措置証明：経済財政省関税消費税総局
- 工場建設許可：土地開発都市計画建設省
- 環境適合証明：環境省
- 外国人労働許可：労働職業訓練省

※FRC入手後、免税措置を継続的に享受するためには、
「義務履行証明書」(Certificate of Compliance:COC)をCDCから入手。
※会社定款記載事項変更(例：出資比率の変更等)等に関わる
アフターケア手続きは、CDCにて受付ける。

現地法人（有限責任会社） 設立申請手続き

53

窓口：商業省ビジネス登録オフィス（商業省3階）

必要書類：

- ①登録申請書類（フォームA、A.2、A.3）
 - ②会社定款（英語翻訳証明が必要）
 - ③外国籍・無犯罪証明書（所定のフォームがあり、サイン）
 - ④パスポートコピー
 - ⑤代表者の写真3枚（4×6 cm）
 - ⑥銀行の証明書（登録資本の預金状況の確認）
- ※最低資本金は1,000ドル

認可日数：ワーキングデーで5日間だが、実質約1か月みていたほうがよい。
その後必要な手続き：税務登録・VAT登録（両者ともに税務局）、労働省への登録、必要に応じて各省庁での営業ライセンス

駐在員事務所／支店 設立申請手続き

54

窓口：商業省ビジネス登録オフィス（商業省3階）

必要書類：

- ①登録申請書類（フォームE、E.2、E.3）
- ②会社定款（カンボジア語に翻訳）
- ③会社登記簿（Business Registration License）の英語版（公証人役場での公証が必要）
- ④日本本社からの代表者アポイントレター（オリジナル）
- ⑤パスポートコピー
- ⑥代表者の写真3枚（4×6 cm）
- ⑦オフィスリース契約書のコピー

認可日数：ワーキングデーで5日間だが、実質約1か月みていたほうがよい。
その後必要な手続き：税務登録が必要（税務局）、労働省への登録

個人事業主 設立申請手続き

55

窓口：商業省ビジネス登録オフィス（商業省3階）

全ての口座、契約、資産、ライセンスは所有者（個人事業者/起業家）の名義で登録される。また、事業のあらゆる負債及び義務に対しても個人として責任を負う。

必要書類：

- ①登録申請書類（フォームD）：3通（原本1、コピー2）
- ②所有者/申請者のパスポート又は身分証明書のコピーに直筆の署名
または指紋を添えたもの：3通
- ③代表者の写真3枚（4×6 cm）
- ④その他、必要に応じて営業許可書のコピー：3通
- ④オフィスリース契約書のコピー

認可日数：ワーキングデーで5日間だが、実質約1か月みていたほうがよい。
その後必要な手続き：各地区の税務局において確認

56

3. 投資優遇制度

投資優遇措置 (適格投資案件QIP : Qualified Investment Project)

57

【QIP】

- ・法人税免税（一般企業20%）もしくは特別償却（税法13条に規定）
始動期間(Trigger Period)+3年間+優先期間(Priority Period)=最大9年（軽工業は最大8年）
※始動期間：最初に利益を計上した年、もしくはFRC取得後売上を計上した年から3年間のどちらか短い期間（MAXは3年間）
※優先期間：予算法規定の投資金額と業種により最大3年間。軽工業、重工業で現時点では分類。軽工業では0～最大2年まで。
- ・輸入関税（税率0%、7%、15%、35%）
輸出加工QIP：原材料、建設資材、生産設備 輸入税免税
国内市場QIP：建設資材、生産設備 輸入税免税
※AFTA等FTA・EPAによる優遇税率も適用

【付加価値税（VAT）（税率10%）】

- 経済特区入居輸出加工企業：輸入時のVAT支払の免除が適用
- 経済特区外企業：QIPの類型によるが、輸入時に10%支払い、別途還付手続き
※税法上は還付との記載があるが、手続き等煩雑で還付されない例が多い。

優遇措置適格条件 (QIP : Qualified Investment Project)

58

- ・輸出産業に100%の製品を供給する裾野産業:10万米ドル以上
- ・皮革製品、金属製品、電気・電子器具、事務用品、玩具・スポーツ用品、自動二輪車及び同部品・アクセサリ、陶磁器の製造:30万米ドル以上
- ・食品・飲料、繊維産業のための製品、衣類縫製、繊維、履物、帽子、非木製家具・備品、紙及び紙製品、ゴム製品及びプラスチック製品、上水道供給、輸出向水産物冷凍・加工、輸出向穀類、収穫物加工:50万米ドル以上
- ・農業生産:米(1000HA以上)、野菜(50HA以上)、その他換金作物(500HA以上)
- ・植林:1,000HA以上
- ・化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品、現代薬の製造:100万米ドル以上
- ・近代的マーケット、貿易センター建設:200万米ドル以上(1万㎡以上)
- ・技能開発、技術向上のための訓練を実施する訓練・教育機関:400万米ドル以上
- ・国際貿易展示センターと会議ホール:800万米ドル以上など

※政令第111号により投資優遇措置の対象が拡大され、中小企業（SME）部門にもQIP資格の獲得を促している。

優遇措置非適格の投資行為

59

政令111 ANNEX-1

- ・ 全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
- ・ 水路、道路、空路による運輸サービス(鉄道分野を除く)
- ・ レストラン、カラオケ
- ・ 観光サービス
- ・ カジノ、賭博ビジネス
- ・ 銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
- ・ ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む、報道・放送ビジネス
- ・ 専門的サービス
- ・ 合法的な国内供給源である自然林の木を原料として使用する木材製品の製造・加工
- ・ 50ヘクタール以下の、ホテル・テーマパーク・スポーツ施設・動物園等を含む複合娯楽施設
- ・ 3スター級以下のホテル
- ・ 不動産開発、倉庫業など

投資に関するその他の制限

60

＜外国人投資に関する制限＞

不動産の取得制限を除き、外国人投資に限り制限されている分野はない。

＜輸入関税免税措置の対象とはなるが法人税減免対象とはならない業種＞

(政令111-Annex1-3)

- ・ 通信、石油・ガス・鉱物資源探索事業
- ・ 石油・ガス掘削に関するサプライ・ベース事業

＜民間投資禁止分野＞

- ・ 向精神剤および非合法薬の製造・加工
- ・ 国際規約または世界保健機構によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
- ・ 外国から輸入する廃棄物を使った電力の加工および生産
- ・ 森林法(Law on Forestry2002年)により禁止されている森林開拓事業
※丸太の輸出禁止(1995年)、自然林の伐採モラトリアム(2002年)
- ・ 法により禁じられている投資行為

カンボジアの投資制度

土地の手配

61

○外国企業（及び個人）はカンボジアで土地を保有出来ない（カンボジア憲法第44条）

○外国企業の土地使用方法：

1. カンボジア国籍企業（もしくは個人）からの賃借。
（カンボジア土地法によれば、15年以上期間制限なし。
カンボジア民法 施行後は、最長50年までの永借権：更新可能）
2. 経済特別区への入居。（外国企業は、土地所有不可。リース期間は各SEZが規定する。）
3. カンボジア国籍企業（もしくは個人）と合併会社（有限責任会社）を設立し、この会社名義の土地購入。但しこの場合外国側の出資比率は49%まで。
4. カンボジア政府からの賃借（土地コンセッション）
工業や農業開発等の「経済的コンセッション」
土地コンセッションの最大面積は1万ヘクタール、最長期間は99年。
5. カンボジア国籍の取得（カンボジアへ移住後7年経過しなければ権利発生しない）
6. カンボジア人と結婚し、配偶者の土地を使用。

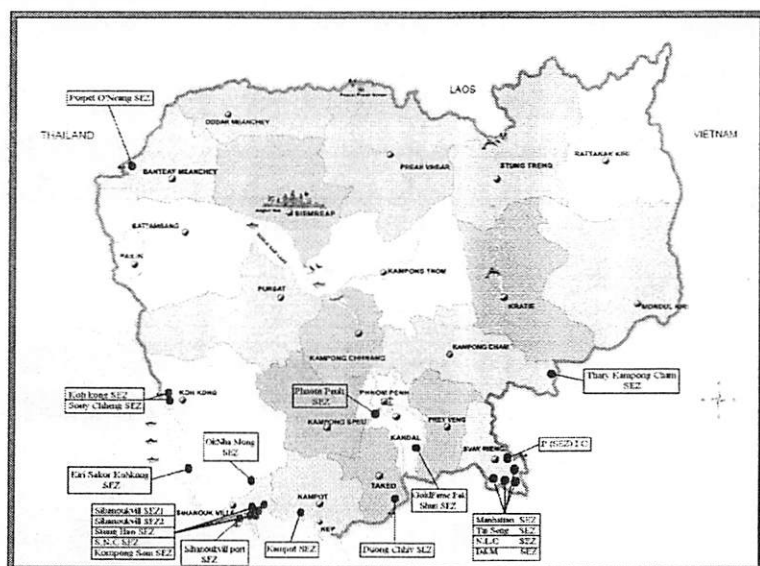
※2010年1月、外国人のアパート購入を認める法律が国会を通過（2階より上層階の部屋

法規・制度 奨励される案件

62

カンボジア政府が奨励する案件

- 労働集約型産業、輸出加工型産業
- 農業及び農産物加工
- 鉱物資源・エネルギー
- 人材育成



経済特別区とは (Special Economic Zone : SEZ)

2005年12月29日付「経済特別区の設置及び管理に関する政令148号」

○経済特別区の定義

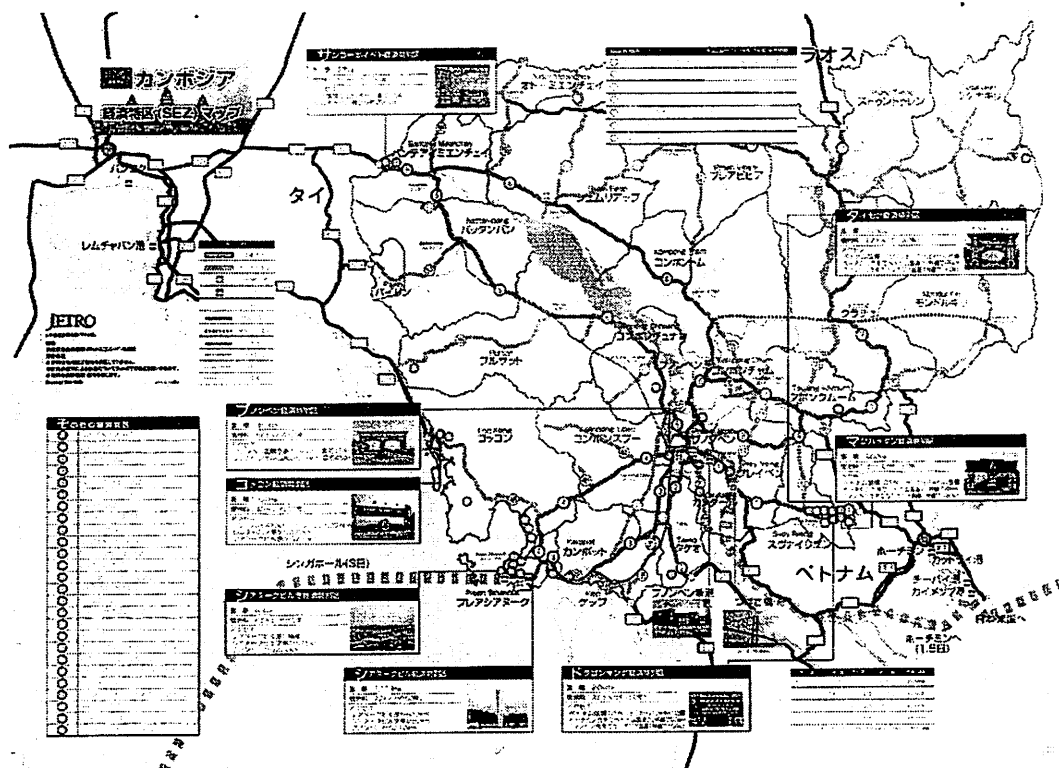
1. 面積50ヘクタール以上
2. 経済特別区管理事務所 (SEZ Administration Office for One-Stop-Service)の設置
3. すべてのインフラ供給 (電力、給水、下水、排水処理、固形廃棄物、環境保護等)

○現在34か所が認可を受けている。

- 第1号：ポイペトSEZ 2006年6月1日付 Sub-Decree
第2号：シハヌークビルSEZ 2006年10月25日付 Sub-Decree
第3号：プノンペンSEZ 2006年10月27日付 Sub-Decree
第4号：マンハッタンSEZ 2006年10月27日付 Sub-Decree
第14号：シハヌークビル港 SEZ 2009年9月2日付 Sub-Decree

カンボジア国内にある経済特別区

65



経済特別区 (Special Economic Zone : SEZ)

66

経済特別区入居企業への優遇措置

○法人税免税（一般企業20%）

始動期間+3年+優遇期間=最大9年

※始動期間：最初に利益を計上した年、もしくは最初に売上を計上してから3年間のどちらか短い期間

※優遇期間：業種及び投資金額により規定（最大3年間）

○輸入関税（税率0%、7%、15%、35%）

輸出加工型QIP：原材料、建設資材、生産設備の輸入関税免税

国内市場型QIP：建設資材、生産設備の輸入関税免税

○付加価値税（VAT）（税率10%）

輸出加工型QIP：原材料、建設資材、生産設備の輸入関税免税

国内市場型QIP：建設資材、生産設備の輸入関税免税

（経済特別区外の輸出加工型QIPは輸入時支払、輸出時還付）

経済特別区 (Special Economic Zone : SEZ)

67

34カ所の経済特別区中、実際稼働しているのは8経済特別区のみ。以下主な入居企業記載（稼働中、稼働予定を含む。）（日系企業は※）

1. プノンペン経済特別区：

タイガーウィング（製靴※）、クリーンサークル（製靴※）、味の素カンボジア（調味料※）、ハルブノンペンコミックセンター（古本再生※）、ミネベア（小型モーター※）、プロシーディング（和装仕立※）、ふくじゅ（和裁※）、ディーシェル（耐熱塗料※）、シチュアンニューホープ（飼料）、コンビ（抱っこ具※）、オーアンドエム工芸（皮革製品※）、マルニックス（家電用ワイヤーハーネス※）、協和製函（高級函※）、住友電装（自動車用ワイヤーハーネス※）、スーナーウェスト（イヤホン※）、ジャパンロック（婦人服縫製※）、フォンツパワー（ブランドバッグ※）、大和梱包運輸（梱包資材※）、フットマーク（学童品縫製※）、GSエレクトック（ワイヤーハーネス※）、デンソー（自動車二輪・四輪部品※）、タナカフォレシット（眼鏡部品※）、レイシャン（女性下着※）、太陽工業（フレコン※）、タイワセイカ（精米機※）、マルサンプラスチック（自動車部品※）、タイカ（シューズ衝撃吸収材※）、明光堂（ピン※）、日光金属（鋳造※）、コンビ（乳幼児用品・玩具）、メディプロ（医療縫製※）、ヤマハモーター（モーターバイク組立※）、ロート（目薬等）、マルター大塚（塗装道具）、アートネイチャー（かつら※）等

2. マンハッタン経済特別区：

ベストウェイ（自転車組立）、SYGスチール（ボルト&ナット製造）、キングメーカー（製靴）、ギャラクシー（縫製）、ARC（ハイテク機器リサイクル）、セイコ（トレンチコート）、フォレスト（包装材）、ピクエ（縫製）、リーグロウ（包装材）、アムバック（包装材）、アンコールスプリング（スプリング）、ヴィスカ（PPバッグ）、モロフジ（PEバッグ※）、トップスター（縫製）、カオウェイスポーツ（製靴）

3. タイセン経済特別区：

ドーコ（紳士服縫製※）、スワニー（手袋※）、ヨークス（手袋※）、トーワ（紳士服※）、中山商事（赤ちゃん本舗用肌着※）、ロンチェスター（女性用衣料※）、東京パーツ（コイルトランス※）、ジャパーナ（スポーツ衣料※）、RKT（紳士服※）、パープル（ラペルシェクチュール）（縫ぐるみ※）、家研販売（鍵※）

経済特別区 (Special Economic Zone : SEZ)

68

34カ所の経済特別区中、実際稼働しているのは8経済特別区のみ。以下主な入居企業記載（稼働中、稼働予定を含む。）（日系企業は※）

4. シハヌークビル港経済特別区：

王子製紙（段ボール工場※）、タイキ（化粧用具製造）、IS-TEC（生活雑貨製造）

5. シハヌークビル経済特別区：

ナングオ（縫製）、ホンドウ（縫製）、キアンリマ（四輪車組立）、タイフアプラスチック（プラスチック製品）、ファンジャアート（キャンドル製造）、ウェルス（建設資材）、アスレ電気（家電用ワイヤーハーネス※）、泉電子（薄型テレビ用アルミフレーム※）等

6. コックコン経済特別区：

カムコモーター（自動車組み立て）、矢崎総業（自動車用ワイヤーハーネス※）、ミカサ（スポーツ用ボール※）、KKN Apparel（スポーツ衣料）

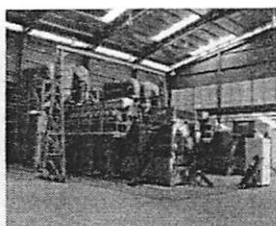
7. サンコーポイエット経済特別区：

日本発条（自動車内装部品用縫製カバー※）、豊田通商（テクノパーク運営※）

8. ドラゴンキング経済特別区：

日本精密（時計外装部品※）、東工コーセン（紳士服※）

69



A black and white photograph of a single-story commercial building. The building has a light-colored facade and a dark roof. A large, dark, rectangular sign with the words "Clean Circle" in a stylized font is mounted on the left side of the building. To the right of the sign is a large, dark, rectangular entrance. Further to the right, there are several windows and a smaller sign. A white car is parked in front of the building on the right side.

A black and white photograph showing the exterior of a Marantz building. The building has a modern design with large windows and a flat roof. A sign on the left side of the building reads "MARANTZ" in large, bold letters, with "Marantz Electronics Inc." and "Marantz Electronics Ltd." in smaller text below it. The building is surrounded by a paved area and some landscaping.

経済特別区
(プノンペンSEZ)

70

Phnom Penh
Special Economic Zone
Envisioned by the Future

MASTER LAND-USE PLANNING OF PPSEZ PROJECT-358H3
Located in Kampong Cham Province, Sangkat Phnom Chhnay, Khan Prey Veng, Phnom Penh Municipality
(UPDATED March 07, 2014)

LIST OF TENANTS IN PHASE 1

NO.	COMPANY NAME	CONTACT PERSON	CONTACT NO.	LEASE AREA (sq.m)	LEASE PERIOD
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...
4	...	...	...	...	...
5	...	...	...	...	...
6	...	...	...	...	...
7	...	...	...	...	...
8	...	...	...	...	...
9	...	...	...	...	...
10	...	...	...	...	...
11	...	...	...	...	...
12	...	...	...	...	...
13	...	...	...	...	...
14	...	...	...	...	...
15	...	...	...	...	...
16	...	...	...	...	...
17	...	...	...	...	...
18	...	...	...	...	...
19	...	...	...	...	...
20	...	...	...	...	...
21	...	...	...	...	...
22	...	...	...	...	...
23	...	...	...	...	...
24	...	...	...	...	...
25	...	...	...	...	...
26	...	...	...	...	...
27	...	...	...	...	...
28	...	...	...	...	...
29	...	...	...	...	...
30	...	...	...	...	...
31	...	...	...	...	...
32	...	...	...	...	...
33	...	...	...	...	...
34	...	...	...	...	...
35	...	...	...	...	...
36	...	...	...	...	...
37	...	...	...	...	...
38	...	...	...	...	...
39	...	...	...	...	...
40	...	...	...	...	...
41	...	...	...	...	...
42	...	...	...	...	...
43	...	...	...	...	...
44	...	...	...	...	...
45	...	...	...	...	...
46	...	...	...	...	...
47	...	...	...	...	...
48	...	...	...	...	...
49	...	...	...	...	...
50	...	...	...	...	...
51	...	...	...	...	...
52	...	...	...	...	...
53	...	...	...	...	...
54	...	...	...	...	...
55	...	...	...	...	...
56	...	...	...	...	...
57	...	...	...	...	...
58	...	...	...	...	...
59	...	...	...	...	...
60	...	...	...	...	...
61	...	...	...	...	...
62	...	...	...	...	...
63	...	...	...	...	...
64	...	...	...	...	...
65	...	...	...	...	...
66	...	...	...	...	...
67	...	...	...	...	...
68	...	...	...	...	...
69	...	...	...	...	...
70	...	...	...	...	...
71	...	...	...	...	...
72	...	...	...	...	...
73	...	...	...	...	...
74	...	...	...	...	...
75	...	...	...	...	...
76	...	...	...	...	...
77	...	...	...	...	...
78	...	...	...	...	...
79	...	...	...	...	...
80	...	...	...	...	...
81	...	...	...	...	...
82	...	...	...	...	...
83	...	...	...	...	...
84</					

経済特別区 (マンハッタンSEZ)

71

マンハッタン経済特別区 (スバイリエン州) 500ha



モロフジ社(日本:PEバック)



SHEICO社(台湾:スーツ)



ベストウェイ社(台湾:自転車組立)



フォーチュン社(中国:PPバック製造)



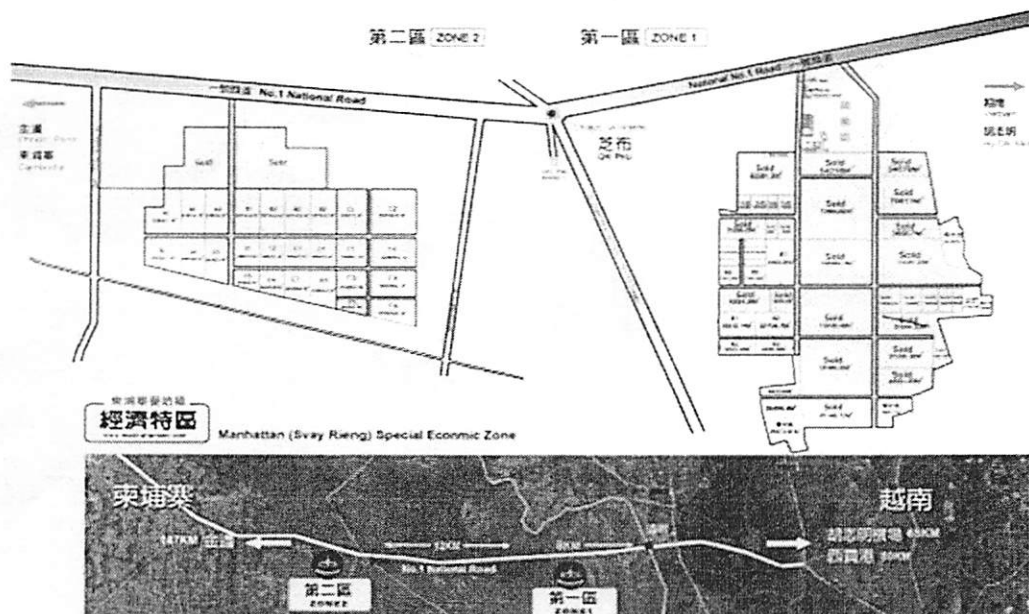
キングメーカー社(香港:シューズ)

経済特別区 (マンハッタンSEZ)

72

マンハッタン経済特別区 (スバイリエン州) 500ha

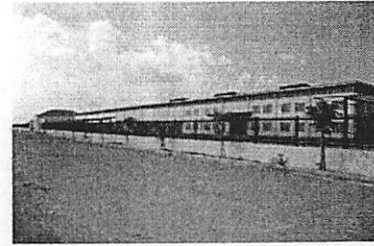
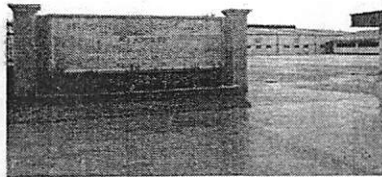
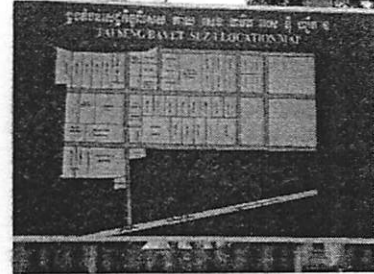
※経済特区としての認可は現在第一区のみ



経済特別区 (タイセンSEZ)

73

タイセン経済特別区 (スバイリエン州) 125ha



ロンチェスター社 (日本: 婦人服)

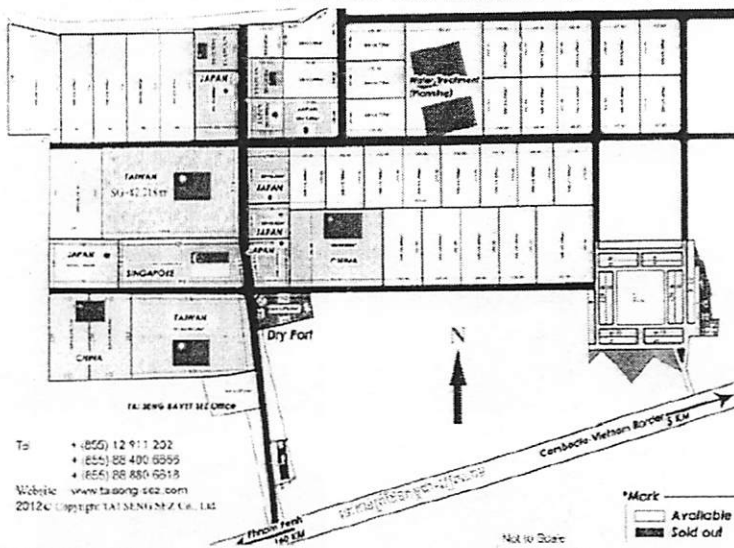
スワニー社 (日本: スポーツ手袋)

ドーコ社 (日本: 紳士服)

経済特別区 (タイセンSEZ)

74

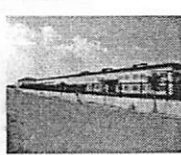
タイセン経済特別区 (スバイリエン州) 125ha



ヨークス (日本: 婦人手袋)



中山商事 (日本: 赤ちゃん肌着)



ドーコ (日本: 紳士服製造)



トーワ (日本: 紳士服)



スワニー (日本: スポーツ手袋)

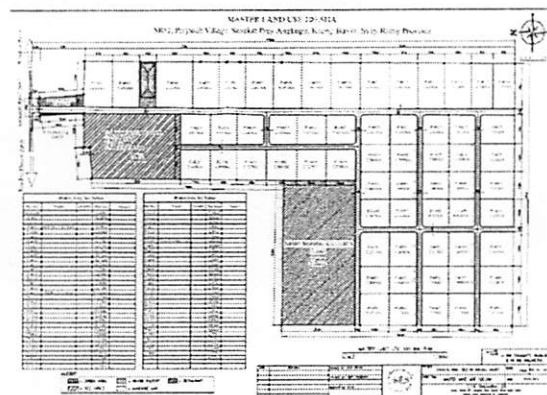
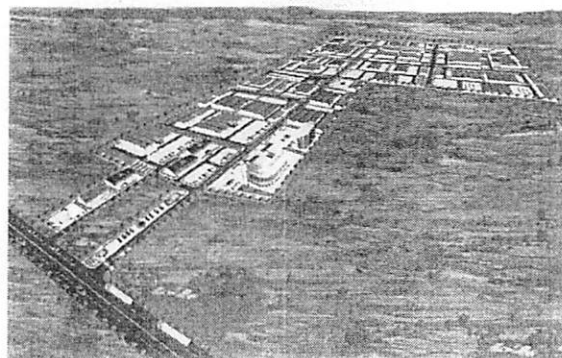
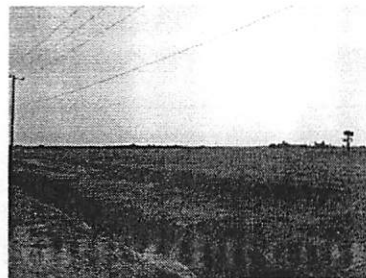
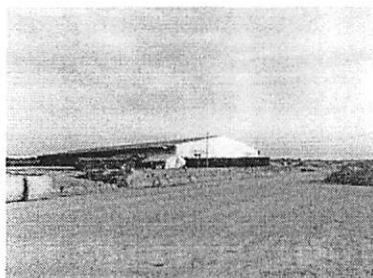


ロンチェスター (日本: 婦人服)

経済特別区 (ドラゴンキングSEZ)

75

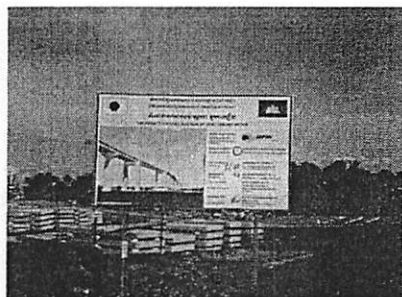
ドラゴンキング経済特別区（スバイリエン州） 200ha



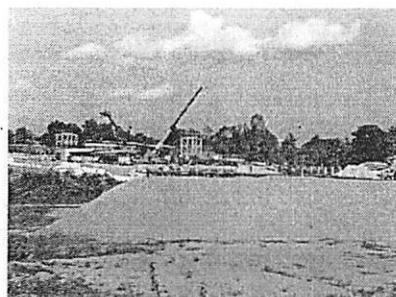
ネアックルン橋

76

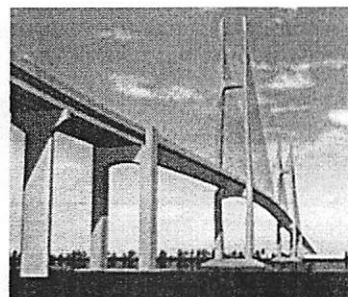
ネアックルンはプノンペンから国道1号線を南下、56km地点に位置する。日本政府の無償資金援助によりネアックルン橋を建設中。ネアックルンは、メコン河を境に町が分かれており、輸送フェリーが車両による物流運搬を行っているが、混雑時は5時間待ちになると問題点が多い。橋が完成することで、アジアハイウェイ構想の一部である、タイ（バンコク）ーカンボジア（プノンペン）ーベトナム（ホーチミン）を結ぶ「南部経済回廊」が実現される。



日本が150億円提供



ネアックルン橋の完成は2015年



完成予想図



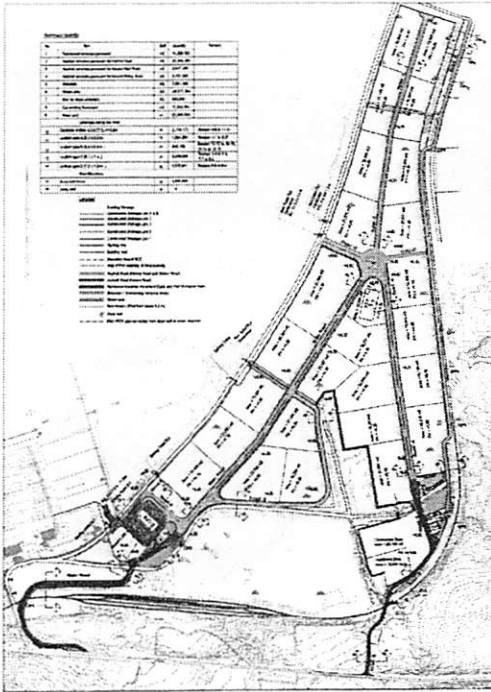
現状のネアックルン



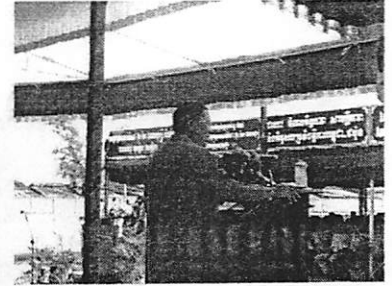
経済特別区 (シハヌークビル港SEZ)

77

シハヌークビル港経済特別区 (シハヌークビル州) 63ha 日本政府円借款 (36.51億円)



竣工式



スピーチするフン・セン首相



CFS倉庫

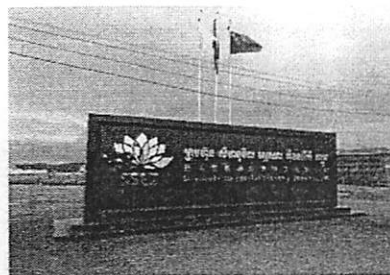


王子製紙社 (日本: ダンボール箱)

経済特別区 (シハヌークビルSEZ)

78

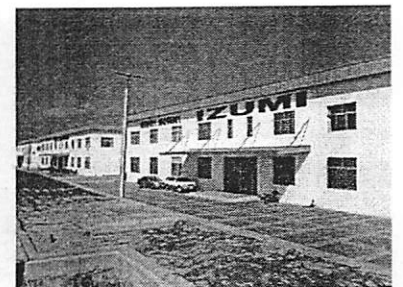
シハヌークビル経済特別区 (シハヌークビル州) 1,113ha



アスレ電器 (家電用ワイヤーハーネス)



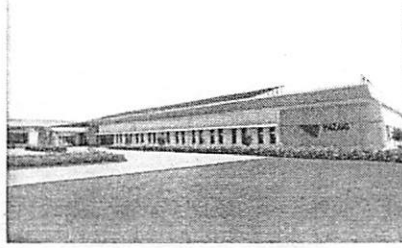
泉電子 (テレビ用アルミフレーム)



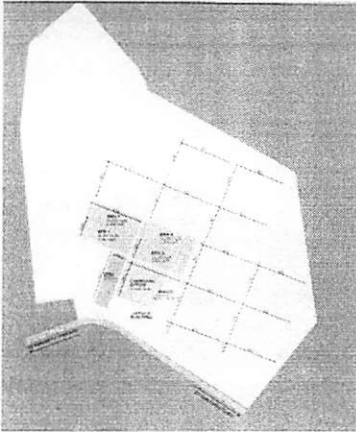
経済特別区 (コッコンSEZ)

79

コッコン経済特別区 (コッコン州) 336ha



矢崎総業社 (日本 : 自動車用ワイヤーハーネス) カムコモーター社 (韓国 : 四輪車組立)



KKN Apparel社 (タイ : スポーツ衣料)

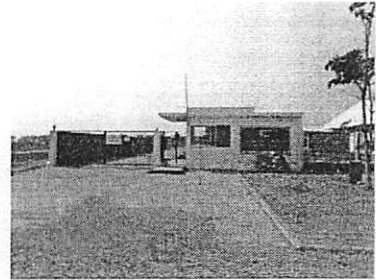
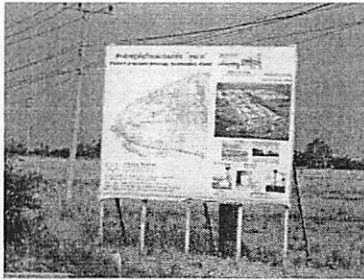


ミカサ社 (日本 : バレーボール)

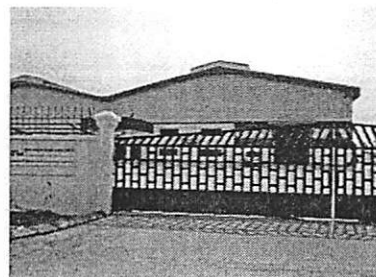
経済特別区 (ポイペトSEZ)

80

ポイペト経済特別区 (バンテミンチェイ州) 386ha



カムバック社 (タイ : 宝石箱)



SEZ外 (某日本企業工場)

5. 外資系および日系企業動向 (カンボジア日本人商工会)

JBAC カンボジア日本人商工会
Japanese Business Association of Cambodia

カンボジア日本人商工会 概要

- 1992年に発足。以下目的のため運営
 - (1) 日本国及びカンボジア王国両国間の、商工業及び経済全般の発展に寄与すること。
 - (2) 会員相互の交流、親睦等を促進すること。
 - (3) 会員の商工業活動発展の為の情報交換の場を提供すること。
 - (4) 本会は営利を目的としない。また、特定の個人またはその他の団体の利益を目的とした事業は行わない。
- 合計197会員（正会員156社、準会員35社、特別会員6）※2015年4月現在
 - 会 長：岩立弘充（丸紅）
 - 副会長：有井淳（三菱商事）、山崎幸恵（Cambodia Joho Service）、大谷直行（カンボジア味の素）
 - 会計担当：福井健（みずほ銀行）
 - 役 員：小澤寧（三井住友銀行）、松林誠司（浅沼組）、矢島誠（イオンモールカンボジア）、
塩澤篤（コンビ）、東元幸生（中山商事）、岩下桂一（大豊建設）、菊池潤一（三井物産）、
高林洋平（鴻池運輸）、服田俊也（三菱東京UFJ銀行）、河端政明（トヨタカンボジア）
 - 監査役：脇坂敬久（住友電装）
 - 事務局：ジェトロプノンペン事務所 ※JBAC HP : <http://jbac.info/>

カンボジア日本人商工会 活動

83

- 臨時総会・定例会（懇親会）、各部会会合（年4回）
- 日本カンボジア官民合同会議への参加
- メーリングリスト、メールマガジンでの情報提供
- ENJJ（大使館、NGO、JICA、JBAC）

※各機関等が集い、分科会（教育、農業、人権・グッドガバナンス）、全体会合を通じて、各議題・課題に関して、オールジャパンとして協議、情報交換を行うプラットフォーム。2004年より開催。

- IBC（International Business Chamber）に関する活動の実施

※在カンボジアの各国商工会（アメリカ、オーストラリア、マレーシア、タイ等）や外資系企業のネットワーク。

カンボジア日本人商工会 各部会＜正会員：156社＞

84

【製造業部会：48社】 イースタンスチール、カンボジヤスズキモーター、ヤマハモーター・カンボジア、カンボジア味の素、ハルブノンベンコミックセンター、クリーンサークル、ミネベアカンボジア、パナソニック（駐在員事務所）、アスレ電器、オーアンドエム、コンビ、マルニックス、ヨークス、スワニー、モロフジカンボジア、イズミ電子、ティナーファッションカンボジア、協和製函、シマノカンボジア、住友電装、中山商事、大和梱包カンボジア、トーフ、ノア、王子カンボジア・プランテーション・フォレスト、矢崎カンボジアプロダクツ、フットマーク、東京パーツ、ジャパーナ、ルシアンカンボジア、ジーエスエレクトリックカンボジア、タイカ・カンボジア、日光金属、ロックスカンボジア、マルテ大塚、エス・シー・ワドー・コンポーネント、デンソーカンボジア、ニッセイカンボジア（日本精密）、太陽工業、東工制衣、アートネイチャー、ハルタパッケー・ジグザグストーリーズカンボジア、ロート・メンソレータム、プリンテ、明光堂カンボジア、TUW TEXTILE カンボジア、I I-S TEC、CAMBODIAN YAMATO TRADING

【建設・不動産部会：26社】 クボタ建設、鴻池組、東洋建設、安藤・間、前田建設工業、ワールド開発工業、カムカル、富士古河E&C、ユニ・エレックス、大豊建設、ブノンベン経済特区社、佐藤工業、イオンモールカンボジア、大気社カンボジア、住友電設、メイホーエンジニアリング、大成建設、MKP Construction、タマホーム、浅沼組、メタウォーター、T.S.I Khmer、小島組カンボジア、カンボジア矢崎エナジーシステム、レオパレス21カンボジア、ココチカムデザイン

【貿易部会：15社】 伊藤忠商事、おかた、アジア大洋州住友商事、豊田通商、丸紅、三井物産、三菱商事、ロコモ、双日アジア、三菱商事ファッション、出光興産、富士電機、N9&PG、JUKIシンガポール、録理

【運輸部会：14社】 OCS、ニッセイ・カンボジア、商船三井カンボジア、海外貨物検査、トランシロジスティクス、郵船ロジスティクスカンボジア、カンボジア日本通運、ジュピターロジスティクスカンボジア、OMORI & THOMAS LOGISTIC SERVICES、鴻池運輸、佐川急便ベトナムカンボジア支店、近鉄エクスプレスカンボジア、エフシースタンダードロジスティクス、AB Logistics (Thailand)

【金融・保険部会：9社】 AEON Microfinance(Cambodia)、SBIロイヤル証券、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、損害保険ジャパン日本興亜、みずほ銀行、アクティブピープルズ、マルハンジャパン銀行、トヨタツウショウファイナンスカンボジア

【商業・サービス部会：44社】 APEX CAMBODIA TRAVEL SERVICE、アンコールクッキー、クラタベッパ、Cambodia Joho Service、メコンリサーチコンサルタン、日本工営、日本たばこシンガポール会社、アジアマリン事業協同組合、フォーバルカンボジア、NTTコミュニケーションズ、I-GLOCAL、社・本郷税理士法人、AEON Cambodia、SOKEN、啓愛社、スターツ、東京コンサルティングファーム、RIKUYO、JTS（岐阜工業）、トヨタカンボジア、イルヴリール、スカイリミテッドアカウンティング、JBLメコン、CDL、ノジマ、サクラヒューマントレーニング、ジャパン・ファーム・プロダクツ・カンボジア、アイシン・アジア、アルビレックスカンボジア、ドリームインフィニティ、メイックグローバルコミュニケーションズ、ビットアンドゴーオートモーティブサービスカンボジア、ウェルビー（香港）、エイチ・アイ・エスカンボジアトラベル、ジェイポートカンボジア、TMI総合法律事務所、FUKUSUKE、Sunrise Healthcare Service、サラヤカンボジア、ワールドカンボジア、DENRICHE ASIA、HAJIME、デリズワタミカンボジア、JHCアンコールツアー

カンボジア日本人商工会＜準会員：35社＞

85

【製造業部会：2社】 マンダムタイランド、スーンウエスト

【建設・不動産部会：4社】 三井石油開発、三井住友建設株式会社ネアックルン橋作業所、三晃インベストメント、アンナキムパートナーズ

【貿易部会：なし】

【運輸部会：1社】 阪急阪神エクスプレスベトナム

【金融・保険部会：8社】 エムエスアイジーアジア持株会社、ANZロイヤル銀行、プノンペン商業銀行、タイ国東京海上火災保険、アジアインシュアランス、カナディア銀行、ソナトラマイクロファイナンス、フォルデ保険

【商業・サービス部会：20社】 Ernst & Youngカンボジア、インターナショナルSOSジャパン株式会社、西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所、アクリーティブ・サービス、インターコンチネンタルプノンペン、ウーリ会計事務所、ヴィディビー・ロイ法務税務事務所、あずさ監査法人、マリスデンタルクリニック、ルメリディアンアンコール、シャーロニ・アンド・アソシエーツ、HML XAT Consulting、日経グループアジア本社、JCグループ、八雲F&B、DFDL MEKONG、東横インカンボジア、カンボジア総合研究所、HBS LAW、HUGS

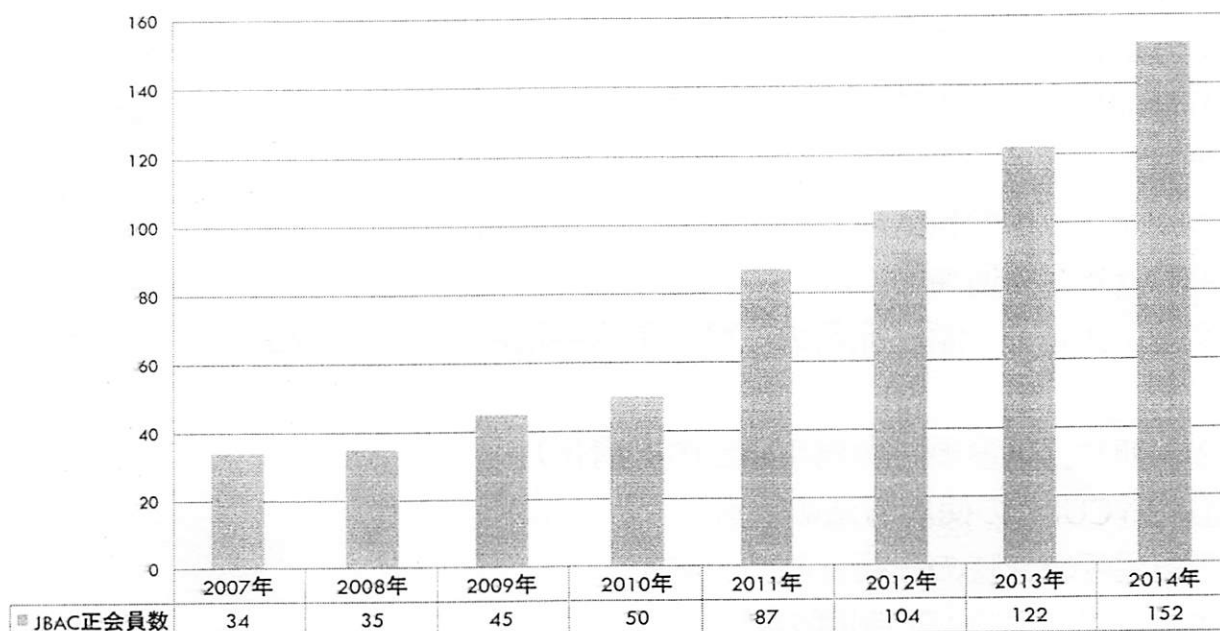
※準会員は、第3国に所在し当地でのビジネスを代理店等で展開している企業、外資系企業で日本人担当者が常駐している企業、ローカル企業との合併企業で出資比率が日系が過半数を取得していない企業などが該当。

カンボジア日本人商工会 会員企業推移

※各年末時点の企業数（正会員のみ）

86

JBAC正会員数



日本カンボジア官民合同会議

87

日本カンボジア官民合同会議

進出日系企業が直面する貿易・投資環境に関する問題点・課題を日本の官民が連携して、カンボジア側と協議する両国間での協議の枠組み。過去11回開催。

日本側議長：隈丸 優次 氏（駐カンボジア王国特命全権大使）

カンボジア側議長：ソク・チェンダ 氏（カンボジア開発評議会事務局長（兼首相付大臣））

<過去開催日>

第1回：2009年8月11日、第2回：2009年12月17日、第3回：2010年5月27日、第4回：2011年1月26日、
第5回：2011年8月22日、第6回：2012年3月6日、第7回：2012年10月22日、第8回：2013年4月29日
第9回：2013年11月26日、第10回：2014年6月19日、第11回：2014年12月16日

日本カンボジア官民合同会議

88

<第9回要望事項、カンボジア日本人商工会からの提案事項のみ記載>

1. 継続協議事項

- ①追加投資の際の法人税免税期間の付与
- ②電力見通し
- ③役所手続きの料金体系の明示と領収書の発行
- ④最低賃金見通し
- ⑤輸出入禁止・制限品目の許可・承認手続きに関する要望

2. 新規協議事項（貿易手続きの円滑化）

- ①ASYCUDAの使用方法的改善
- ②貿易手続き時の重複体制の一本化
- ③カンボジア版AEO制度の導入

日本カンボジア官民合同会議

89

<第10回要望事項、カンボジア日本人商工会からの提案事項のみ記載>

1. 継続協議事項

①電力見通し

②輸出入禁止・制限品目の許可・承認手続きに関する要望

③貿易手続き円滑化

(1) 貿易手続きの重複体制の一本化 (2) カンボジア版AEO制度導入

④労働争議関連

2. 新規協議事項

①改正投資法関連

②最低賃金

③税関の臨時開庁の制度化

④ナショナルクリアリングシステムのスバイリエン州及びバンテアイメン
チェイ州の接続

日本カンボジア官民合同会議

90

<第11回要望事項、カンボジア日本人商工会からの提案事項のみ記載>

1. 継続協議事項

①輸出入禁止・制限品目の許可・承認手続きに関する要望

②貿易手続き円滑化

③ナショナルクリアリングシステム

④最低賃金 ⑤改正投資法 ⑥電力問題 ⑦税務問題

2. 新規協議事項

①パテント登録にかかる問題

②ワークパーミットにかかる問題

③不正輸入品の横行にかかる問題

④夜間運行実証実験をはじめとした、メコン河輸送促進方策について

日系企業にとっての課題 ～進出した外資系企業が指摘する隘路事項～

91

- 割高な電力料金、不安定な電力供給：タイや越からの買電に依存。越やラオスの2～3倍、タイの1.5倍。
- 熟練労働力不足：内戦もあり教育水準の高い労働者が不足：識字率78.4%
- 行政の不透明：法制度は急ピッチで整備が進んだが、許可基準が不透明で運用手続きも行政の末端まで浸透していない。
- インフラ：主要幹線道路はアスファルト舗装で完成しているが、地方道路がまだ貧弱。

カンボジアにおける発電量

92

カンボジア国内の発電割合は43.7%、5割以上を周辺諸国から輸入している。
水力発電量の大幅な増加により輸入割合は減少。

(単位: million kWh)

電源	電力量							構成比
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
①カンボジアにおける発電量	1,349.3	1,484.1	1,234.6	968.4	1,018.5	1,423.1	1,770.0	43.7%
火力発電	1,299.6	1,437.8	1,187.2	936.6	967.0	905.7	754.4	18.6%
ディーゼル油/重油	1,299.4	1,409.9	1,152.7	898.7	908.6	856.6	579.0	14.3%
石炭	-	23.4	28.0	32.1	46.5	37.4	168.8	4.2%
バイオマス、木材	5.3	4.5	6.5	5.8	11.9	11.7	6.7	0.2%
水力発電	49.7	46.3	47.4	31.7	51.5	517.4	1,015.5	25.1%
②外国からの輸入	167.4	374.3	842.4	1,546.5	1,829.8	2,104.3	2,281.6	56.3%
タイ	90.3	274.1	324.2	385.3	430.8	535.1	579.6	14.3%
ベトナム	77.1	100.1	518.1	1,155.4	1,392.4	1,560.2	1,691.3	41.7%
ラオス	-	-	-	5.8	6.6	9.0	10.7	0.3%
電力供給①+②	1,516.7	1,858.4	2,077.0	2,514.9	2,848.3	3,527.4	4,051.6	100.0%

Source: Electricity Authority of Cambodia (EAC)

電力供給源拡張計画

93

カンボジアの電力供給開発戦略は、大規模な発電施設を建設、発電所建設期間中は近隣諸国から電力を輸入するために、南部と西部地域の大都市間にて送電線を建設することから成っている。

番号	プロジェクト	供給国	発電方法	発電量 (MW)	操業開始年
1	Kamchay Hydro Power Plant	中国	水力	193	2011
2	Kirirom III Hydro Power Plant	中国	水力	18	2012
3	200MW Coal Power Plant in Sihanoukville (I) (Phase 1)	マレーシア、カンボジア	火力	100	2013
4	Stung Atay Hydro Power Plant	中国	水力	120	2013
5	Stung Tatay Hydro Power Plant	中国	水力	246	2013-2014
6	Lower Stung Russey Chhrum Hydro Power Plant	中国	水力	338	2013
7	700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 1)	-	火力	100	2014
8	700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 2)	-	火力	100	2015
9	700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 3)	-	火力	100	2016
10	200MW Coal Power Plant in Sihanoukville(I) (Phase 2)	マレーシア、カンボジア	火力	135	2017
11	Lower Se San II & Lower Sre Pok II	ベトナム	水力	400	2017
12	700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 4)	-	火力	100	2017
13	Stung Chhay Areng Hydro Power Plant	中国	水力	108	2017
14	700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 5)	-	火力	100	2018
15	Lower Sre Pok III + IV Hydro Power Plant	-	水力	368	2018
16	Add 700MW Coal Power Plant at Offshore	-	火力	200	2019
17	Sambor Hydro Power Plant	中国	水力	450	2019
18	Coal Power Plant (III) or Gas Power Plant	-	石炭・天然ガス	400	2020
Total				3,576	

出所：鉱業・エネルギー省

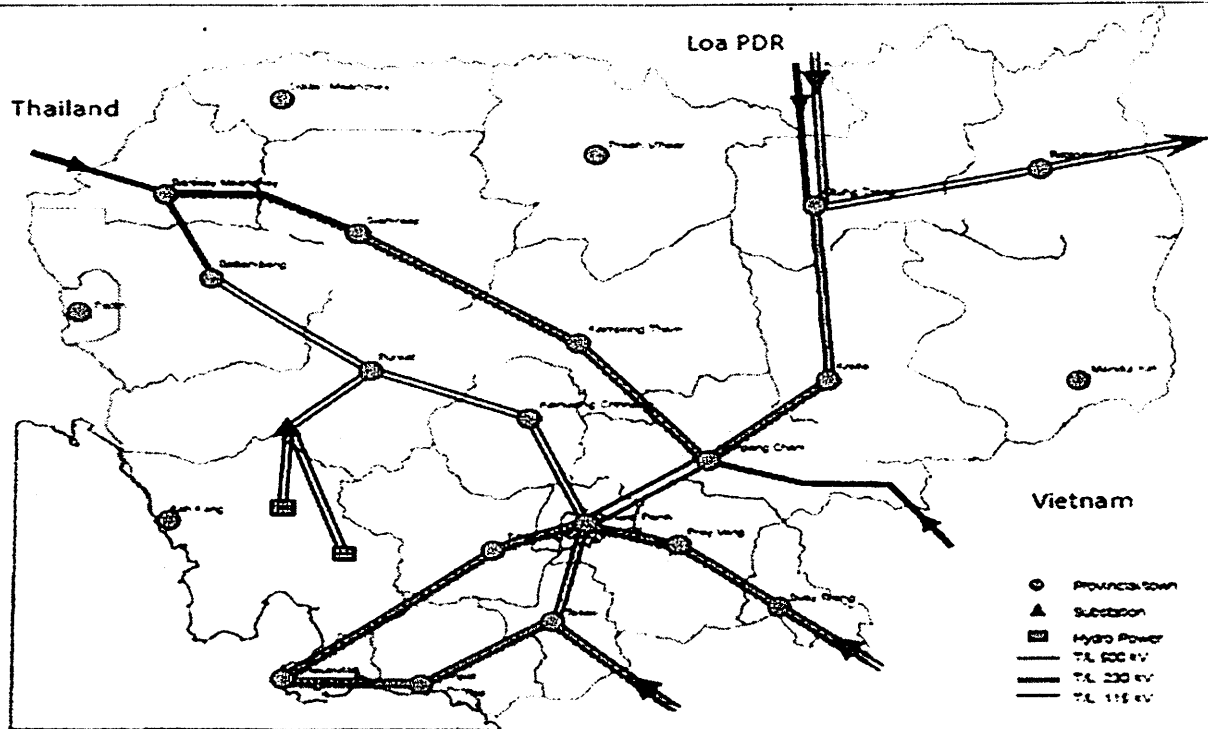
送電線拡張計画

94

番号	プロジェクト名	距離(Km)	完成予定
1	115kV, Takeo-Kampot (1 substation: Kampot)	74	2012
2	230kV, Phnom Penh – Kampong Chhnang – Pursat – Battambang (3 substations: Kampong Chhnang, Pursat, Battambang)	302	2012
3	230kV, Pursat – Osom (1 substation: Osom commune in Pursat Province)	175	2012
4	230kV, Phnom Penh – Kampong Cham	110	2013
5	230kV, Kampot – Sihanouk province (2 substations: Vealrinh, Sihanouk province)	80	2013
6	115kV, Stung Atay Hydro – Osom substation	10	2013
7	230kV, Stung Treng – Lao PDR (1 substation: Stung Treng)	56	2014
8	230kV, Kampong Cham – Kratie	110	2015
9	230kV, Kratie – Stung Treng	126	2015
10	230kV, Osom substation – Stung Russei Chrum Hydro (upper station)	32	2015
11	230kV, Stung Russei Chrum Hydro (upper station) – Stung Russei Chrum Hydro (lower station)	10	2015
12	230kV, Stung Russei Chrum Hydro (upper station) – Stung Tatay Hydro Power	37	2015
13	230kV, Phnom Penh – Sihanouk province (along national road No.4)	220	2016
14	230kV, Stung Atay Hydro – Stung Chay Areng Hydro	32	2017
15	230kV, Stung Chay Areng Hydro – North Phnom Penh (NPP) substation	145	2017
16	230kV, Phnom Penh – Neakleung – Svay Rieng (2 substations: Neakleung, Svay Rieng)	120	2018
17	230kV, Kampong Cham – Kampong Thom – Siem Reap (1 substation: Kampong Thom)	250	2019
合計		1,889	

出所：鉱業・エネルギー省

送電線開発計画



Source: EDC

カンボジアでの教育

カンボジアの義務教育システムは日本と同じ小学校と中学校。農村部を中心に家庭事情により未就学児童や退学する生徒も多く、小学校卒業生は入学時の半数以下。
また、生徒数に対し学校が足りていないため、午前・午後の2部制。

Year	School(単位:校)					Students(単位:人)					Staff(単位:人)				
	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学
2000-2001	915	5,468	367	151	23	55,798	2,408,109	283,578	105,086	25,080	2,181	52,168	18,952	5,000	3,589
2001-2002	1,015	5,741	379	163	25	63,747	2,705,453	351,635	113,404	31,759	2,346	54,519	19,650	5,234	3,854
2002-2003	1,145	5,915	411	183	35	64,727	2,747,411	415,703	128,182	41,309	2,538	57,077	19,841	6,070	4,268
2003-2004	1,238	6,063	486	212	42	72,224	2,747,080	459,986	153,755	44,855	2,697	59,271	21,307	6,341	4,759
2004-2005	1,345	6,180	578	232	46	72,214	2,682,129	528,940	177,129	47,531	2,833	60,841	21,985	6,829	4,925
2005-2006	1,429	6,277	670	252	49	75,669	2,558,467	588,333	204,925	74,863	2,862	61,657	21,729	7,981	5,234
2006-2007	1,524	6,364	846	283	59	77,899	2,461,135	626,005	222,271	92,340	2,978	59,889	24,052	7,722	5,930
2007-2008	1,634	6,476	1,006	315	73	79,585	2,311,107	637,629	260,965	110,090	3,130	58,776	27,240	7,857	6,086
2008-2009	1,798	6,565	1,122	349	83	90,036	2,262,834	605,707	292,423	137,253	3,247	56,978	27,784	10,681	8,169
2009-2010	1,895	6,665	1,172	383	89	99,130	2,240,651	585,115	323,583	161,516	3,353	56,670	28,252	11,680	10,711
2010-2011	2,092	6,767	1,189	407	96	103,315	2,191,192	560,868	334,734	185,918	3,711	56,339	30,012	11,686	10,758
2011-2012	2,757	6,849	1,196	426	101	121,306	2,142,464	541,147	318,165	207,666	4,032	56,344	31,698	11,706	10,809
2012-2013	2,813	6,910	1,214	433	105	128,257	2,173,384	534,710	288,789	216,053	4,309	56,108	31,815	12,880	10,842
2013-2014	3,184	6,993	1,244	444	110	157,288	2,073,811	538,626	266,293	214,266	4,717	55,958	32,616	13,330	11,362

Source: Ministry of Education, Youth and Sport.

日系企業からみたビジネスチャンス

97

- 低廉で豊富な若年労働力、日本の特惠関税、経済特区（又は投資優遇措置QIP）の恩典を活かした軽工業品の輸出加工（縫製、製靴、電子部品、自動車部品、食品加工、家具など労働集約型産業）
- 成長する国内市場向けのビジネス（二輪車組立・販売、小売など）
- 農業国カンボジアの大地を活用した農業、農産品加工業
- 南部経済回廊を活用した物流業
- アンコール遺跡群など活用した観光業（日本人向け）
- 資源・エネルギー開発（海底油田・天然ガス等）

98

6. 各産業を取り巻く環境

カンボジアの縫製業界を取り巻く環境

99

業界団体：カンボジア縫製協会（略称：GMAC）

（Garment Manufacture Association of Cambodia）

会員数：471社（2014年1月時点）

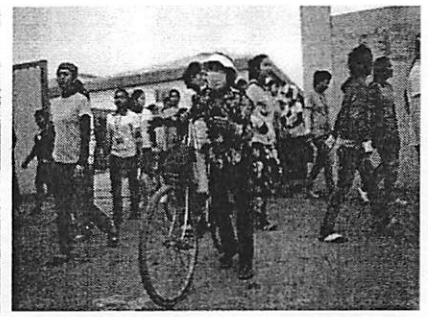
縫製業界全体の従業員数：500,000人（2014年1月時点）

発注先：ファストファッション系等

最低賃金：128米ドル

実際の賃金：オーバータイム等含めて128ドル以上

ウェブサイト：<http://www.gmac-cambodia.org/default.php>



Photograph : Phnom Penh Post

カンボジアの製靴業界を取り巻く環境

100

業界団体：なし。製靴企業はカンボジア縫製協会に加盟

製靴企業数：50社（2014年1月時点）

製靴業界全体の従業員数：100,000人（2014年1月時点）

発注先：Clarks、Mark&Spencer、Isa-Traesko、New

Looks、Dockers、Esprit、Stylo、Hugo

Boss、Deichmann SE、Bata、Geox、リーガル、マドラス、

アシックス、チヨダ、世界長等

最低賃金：128米ドル

実際の賃金：オーバータイム等含めて128ドル以上

ウェブサイト：<http://www.gmac-cambodia.org/default.php>



Photograph : Phnom Penh Post

労働法、雇用事情

関連法令：労働法（1997年施行）

※2007年に一部条項を改正し、改正法が発効済

募集・採用：経済特区内の場合、経済特区管理会社のサポートあり。

ワーカークラスは経済特区等で張り紙、また地方の村長等と相談し、ある程度の人数を確保する企業もある。口コミ力が多い部分がある。

中間管理職等は、ウェブサイト、新聞、ラジオ等で募集・面接。人材紹介会社等を利用する企業もある。日本語人材は、王立プノンペン大学、CJCC（カンボジア人材開発センター）、NGO等から紹介を受ける例が多い。

雇用契約：有期契約（契約期間は2年までで更新回数に制限なし。2年後は無期限契約へ移行）

無期限契約

解雇：事前通告により契約の解除は可能。事前通知期間は勤務期間に応じて長くなる。

事前通知期間がなく解雇する場合、規定される通知期間に相当する賃金の支払いが発生。

従業員に重大な過失があった場合、事前通知期間なしに契約の解除が可能。

退職金：金額は労働契約の定めに従う（労働法で明記）が、定めがない場合、契約期間中の賃金総額の5%を支払うことが規定。

ワーカー等の労賃事情

103

最低賃金（縫製・製靴企業対象）：月額128ドル

※2015年1月より、月額128ドルへ上昇

<付加給付>

皆勤手当：10ドル（2012年9月から義務化）

居住・通勤手当：7ドル（2012年9月から義務化）

※バベット地区では月額13ドル。

災害保険（国家社会保険基金；NSSF）：0.8% ※上限2ドルまで。会社負担。

ボーナス：1か月分（相場）

個人所得税：0～20%

年功手当：2年勤続2ドル、以降年1ドル、11年勤続11ドルまで（2011年3月より義務）

残業時食費手当：2,000リエルもしくは食事支給（1日1回）（2011年3月から義務）

<労働条件> 1日8時間、1週48時間（工場）、オフィスでは土曜午前としているところが多い。

<残業代> 残業50%、夜間（22時～5時）100%（休日100%出来高払いを採用する場合は届出必要）

通常は一日2時間までで、それ以上の残業は双方の合意が必要。

※個人所得税率

～200ドル：0%

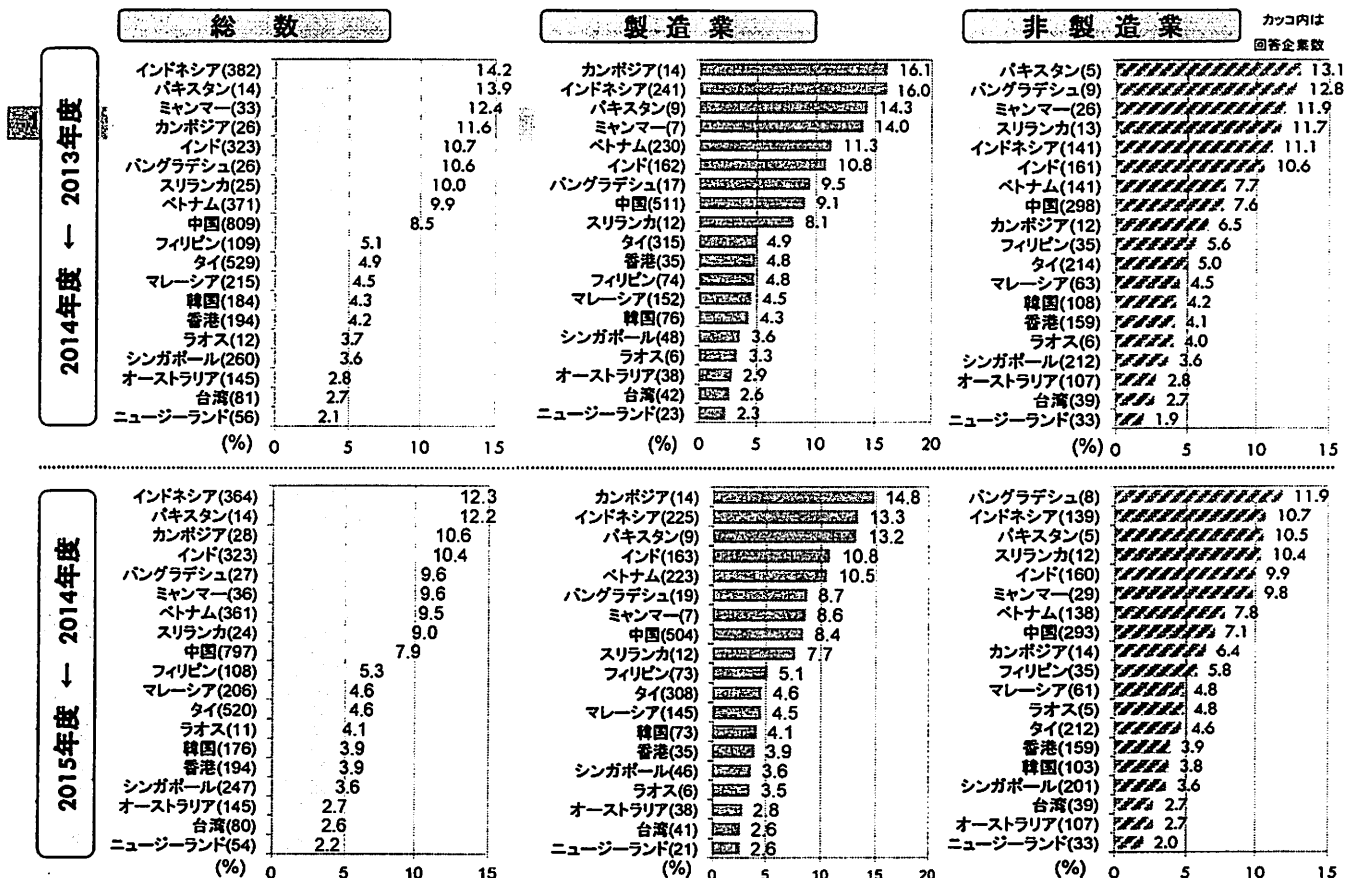
～312ドル：5%

～2,215ドル：10%

～3,125ドル：15%

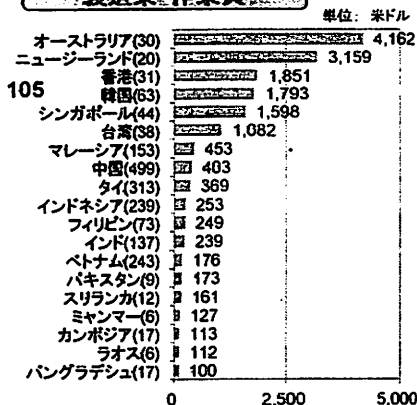
3,125ドル～：20%

6.賃金(1) 前年比ベースアップ率

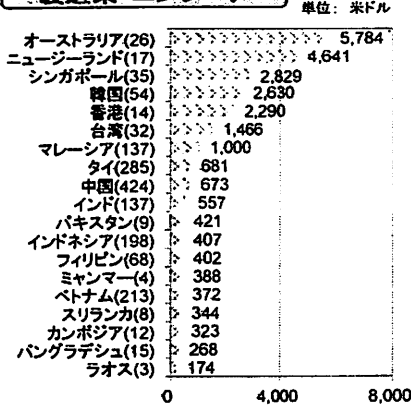


6.賃金(2) 基本給・月額

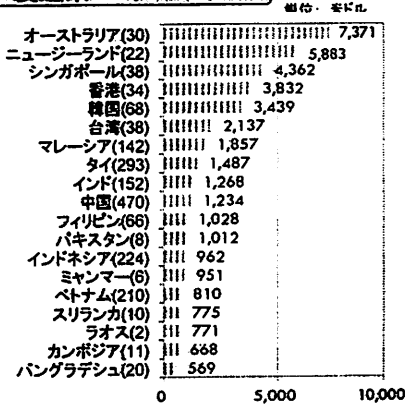
製造業・作業員



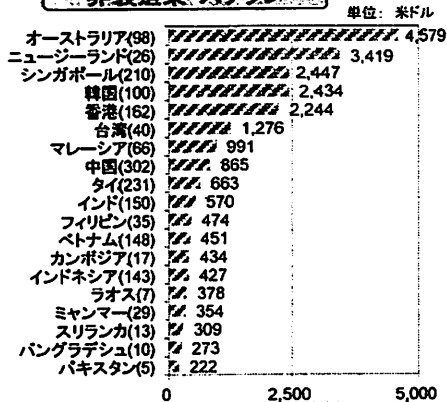
製造業・エンジニア



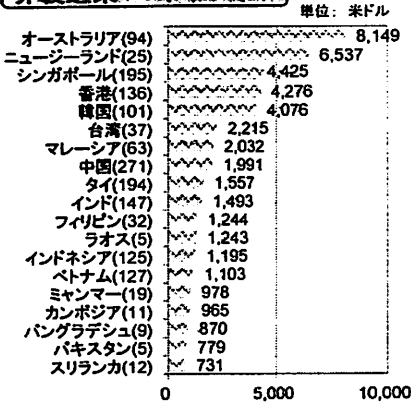
製造業・マネージャー



非製造業・スタッフ



非製造業・マネージャー



基本給: 諸手当を除いた給与、2014年10月時点。

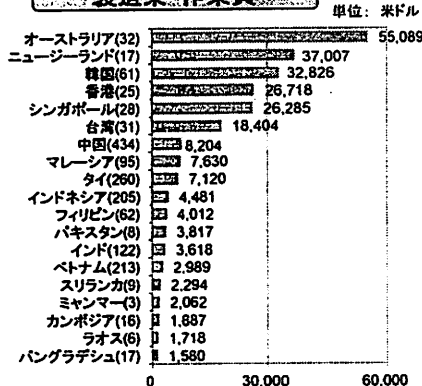
作業員: 正規雇用の一般工種で実務経験3年程度の場合。
 請負労働者および試用期間中の作業員を除く。
 エンジニア: 正規雇用の中堅技術者で専門学校もしくは大卒以上、かつ実務経験5年程度の場合。
 マネージャー(製造業): 正規雇用の営業担当課長クラスで大卒以上、かつ実務経験10年程度の場合。
 スタッフ: 正規雇用の一般職で実務経験3年程度の場合。ただし派遣社員および試用期間中の社員は除く。
 マネージャー(非製造業): 正規雇用の営業担当課長クラスで大卒以上、かつ実務経験10年程度の場合。

注: カンボジア以外の国・地域については、回答は自国・地域通貨建て(但し、ミャンマーは自国通貨建て、米ドル建ての選択式)。各職種の自国・地域通貨建て賃金の平均値を、2014年10月の平均為替レート(各国・地域中央銀行発表、中国は外貨管理局発表)で米ドルに換算。ミャンマーは、回答企業によって通貨が異なる(自国通貨建てまたは米ドル建て)ため、自国通貨建ての企業の回答を米ドルに換算した上で平均をとった。

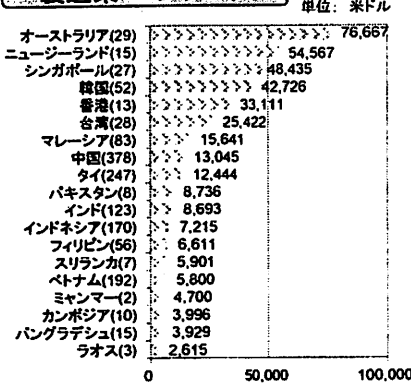
Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

6.賃金(3) 年間実負担額

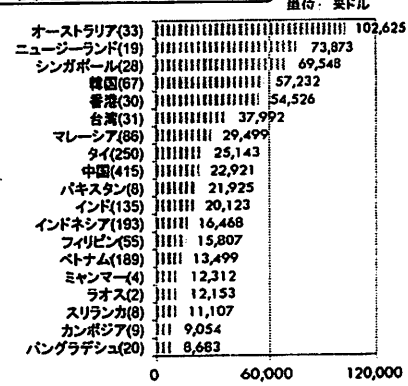
製造業・作業員



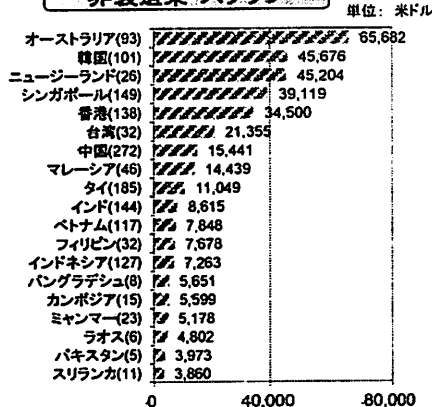
製造業・エンジニア



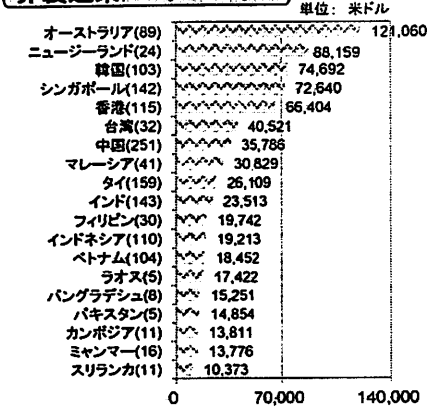
製造業・マネージャー



非製造業・スタッフ



非製造業・マネージャー



年間実負担額: 一人あたり社員に対する負担総額(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などの年間合計。退職金は除く。2014年(度)時点)。

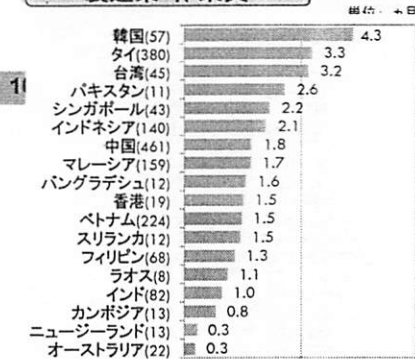
作業員、エンジニア、マネージャー(製造業)、スタッフ、マネージャー(非製造業): 前頁を参照。

注: カンボジア以外の国・地域については、回答は自国・地域通貨建て(但し、ミャンマーは自国通貨建て、米ドル建ての選択式)。各職種の自国・地域通貨建て年間実負担額の平均値を、2014年10月の平均為替レート(各国・地域中央銀行発表、中国は外貨管理局発表)で米ドルに換算。ミャンマーは、回答企業によって通貨が異なる(自国通貨建てまたは米ドル建て)ため、自国通貨建ての企業の回答を米ドルに換算した上で平均をとった。

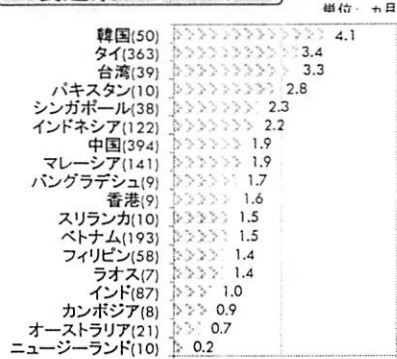
Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

6.賃金(4) 賞与

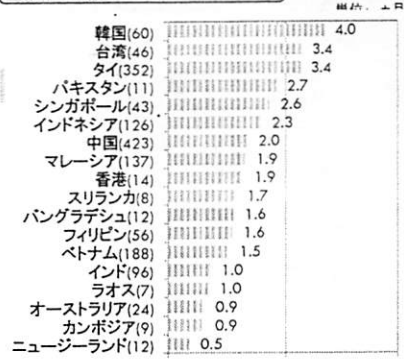
製造業・作業員



製造業・エンジニア

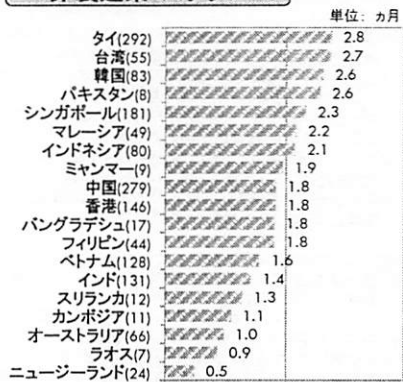


製造業・マネージャー

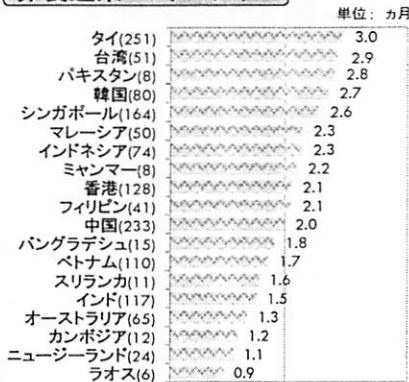


【参考値】ミャンマー (回答企業数: 2) 製造業・作業員1.0ヵ月、製造業・エンジニア1.2ヵ月、製造業・マネージャー1.3ヵ月

非製造業・スタッフ



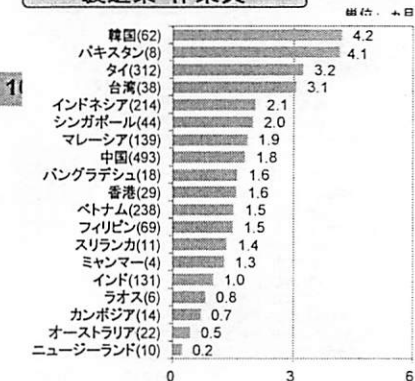
非製造業・マネージャー



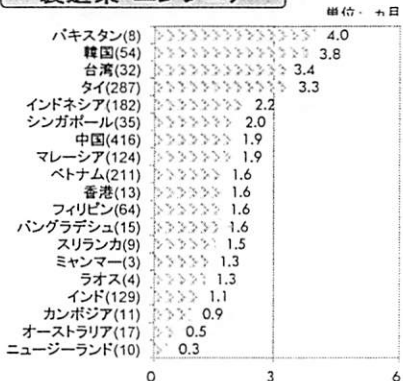
Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

6.賃金(4) 賞与

製造業・作業員



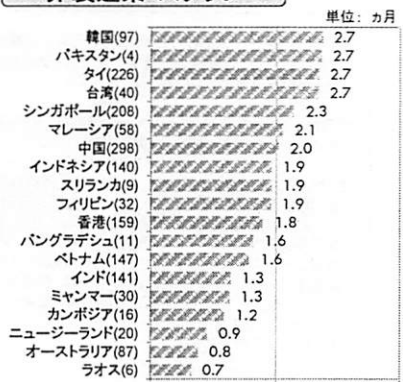
製造業・エンジニア



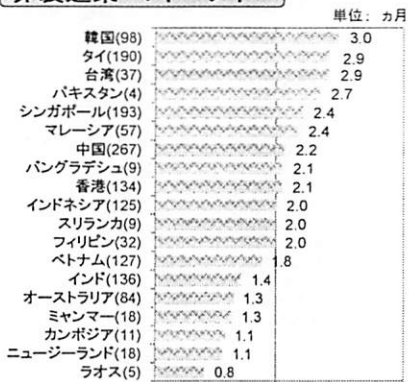
製造業・マネージャー



非製造業・スタッフ



非製造業・マネージャー



Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載

カンボジアの労働供給力

109



まだ豊富な労働

111



カンボジアの主力産業である縫製業の労働者は約32万人。
若くて優秀な労働者の供給余力はまだ大きい。

30歳以下労働人口480万人：年間20万人が新規労働年齢



縫製工場従業員出勤風景（プノンペン郊外国道4号線）

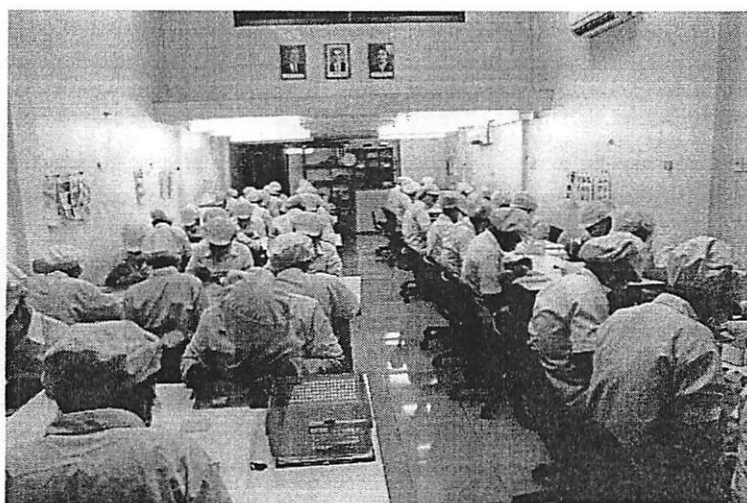


シアヌークビル地区製靴工場

カンボジアの労働事情

112

日系モーター製造業ベトナム工場向けの部品製造A社の例



顕微鏡のような視力、米粒大の部品を組み立てる器用さ、10時間同じ作業を続ける勤勉性で生産性は非常に高いという。

労務対策（１）

労働組合：

労働法上に規定あり。最小8名を常時雇用するすべての企業や団体においては、すべての労働者の代表として組合代表委員を選出する必要がある（労働法第283条）

ストライキ権：

仲裁決定を拒否する場合に、紛争の一方の当事者がストライキ等を行う権利が保障される。

また仲裁評議会が労働法に定められた期間内に裁定を下さないか連絡しない場合において行使することが可能。

ストライキの事前通告：

ストライキは少なくとも7労働日の事前通告を必要とし、企業や団体及び労働省に提出されなければならない。手続きを踏まない場合、違法ストライキとなる。

ストライキの方法：

ストライキは暴力的行為などを伴わず、平和的な行使が要求される。

労務対策（２）

ストライキに至る主な原因：

賃金未払い、強制残業、賃上げや手当に対する要求、不当解雇、労働法違反等

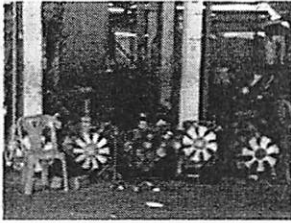
ストライキが起きた場合：

労働省傘下の仲裁委員会（Arbitration Council）に仲裁を求めるのが望ましい。仲裁がなければ、収拾がつかなくなった場合に深刻な事態になるリスクがある。

労働法の適切な理解、労働者への賃金体系の説明、職場での福利厚生を整備等日本型の労使協調に努めることが、未然の防止策となる。

新規産業の説明

115



カンボジアでの「モーター」のイメージ



カンボジアでの「自動車部品」のイメージ



外国企業の海外研修注意喚起ポスター

ジェトロWEBサイトのご案内

116

カンボジア ジェトロの海外ネットワークを通じてカンボジアに関するビジネス情報を提供しています。

TOP ニュース・レポート 基本情報・統計 輸出入・海外進出の実務 ビジネス展開支援

注目情報

- ・ASEANの経済動向「ASEANの経済動向」公開（2014年10月10日）
- ・調査レポート「カンボジアの経済動向」公開（2014年10月17日）
- ・調査レポート「カンボジアの経済動向」公開（2014年10月17日）
- ・調査レポート「カンボジアの経済動向」公開（2014年10月17日）

セミナー・展示会

- ・「ASEANの経済動向」カンボジア・社会経済フォーラム（2014年10月15日）
- ・「ASEANの経済動向」カンボジア・社会経済フォーラム（2014年10月15日）
- ・「ASEANの経済動向」カンボジア・社会経済フォーラム（2014年10月15日）
- ・「ASEANの経済動向」カンボジア・社会経済フォーラム（2014年10月15日）

ビジネスニュース（週間掲載）

- ・カンボジアの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）
- ・カンボジアの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）
- ・カンボジアの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）

調査レポート

- ・ASEANの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）
- ・ASEANの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）
- ・ASEANの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）

世界貿易投資報告：カンボジア編

カンボジアの経済・貿易・金融動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）

動画レポート

- ・ASEANの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）
- ・ASEANの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）
- ・ASEANの経済動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）

アニメーション（スライドショー）

カンボジアの経済・貿易・金融動向を掲載するウェブサイトが開設（2014年10月17日）

カンボジアの法規制や投資制度など、ジェトロWEBサイトにて公開しています。ぜひご活用ください。

- ・ 基本情報、統計
- ・ 輸出入、投資等実務情報
- ・ 調査レポート
- ・ 貿易・投資相談Q&A
- ・ ビジネス関連法
- ・ 経済特別区マップ
- ・ 動画レポート等

ジェトロWEBサイト
http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/#top

プノンペンの今を知る

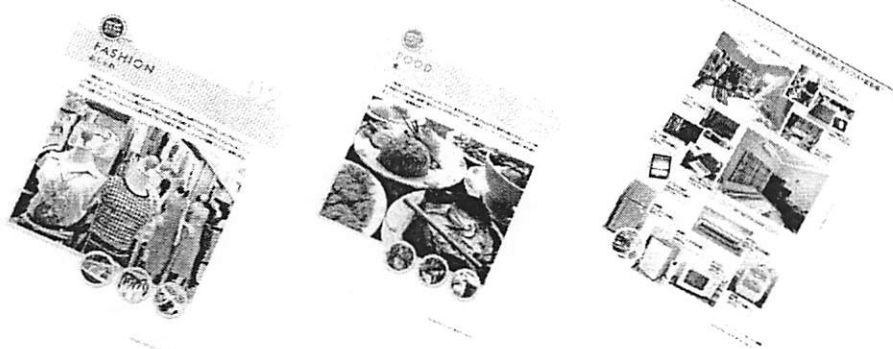
～Phnom Penh Style～

117

急速な経済発展を続けるカンボジア。国内総生産の約60%はプノンペンから生み出されていると言われており、同国ではサービス産業の外資100%の会社設立が可能なことなどから、近年、「先行優位」を勝ち取ろうとする日本のサービス産業の動きが見られる。近代的なビルの建設が進むかたわら、東南アジア独特の雰囲気も漂わせるプノンペンの実態を、「衣・食・住・余暇・暮らし」の各シーンに分け、写真やお宅訪問、インタビューとともに紹介。

ジェトロWEBサイトから閲覧可

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/reports/07001288>



118

ご清聴、ありがとうございました。

Address: 2F, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St.93/232),
Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia
Website: <http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/>

カンボジア情報についてお気軽にお近くのジェトロまでお問い合わせください。